

意匠の新規性喪失の例外規定についての  
Q&A 集

令和3年10月  
特許庁

## Q&A 集の利用にあたって

この「意匠の新規性喪失の例外規定についての Q&A 集」（以下、「Q&A 集」といいます）は、意匠法第 4 条に規定する意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受ける際の手続全般にわたってよくお寄せいただく質問をとりまとめ、それぞれの質問に対する回答を示したものです。

意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続を行う際には、「意匠審査基準」とともに、必要に応じてこの「Q&A 集」を参照してください。

この「Q&A 集」では下記の読替えを行っていることがあります。

- ・「意匠法第 4 条第 1 項」→「第 1 項」
- ・「意匠法第 4 条第 2 項」→「第 2 項」
- ・「意匠法第 4 条第 3 項」→「第 3 項」
- ・「意匠法第 3 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当するに至った」→「公開された」又は「公開した」
- ・「意匠法第 3 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当するに至った日」→「公開日」
- ・「意匠登録を受ける権利を有する者」→「権利者」
- ・「意匠の公開の原因となる行為時の権利者」→「行為時の権利者」

＜Q&A 集の内容に関する問い合わせ＞  
特許庁審査第一部意匠課意匠審査基準室  
電話:03-3581-1101 内線 2910  
E-mail:[PA1D00@jpo.go.jp](mailto:PA1D00@jpo.go.jp)

### 本 Q&A 集の改訂履歴

平成 29 年 9 月 本 Q&A 集の公開（平成 29 年 3 月意匠審査基準改訂対応）

平成 30 年 6 月 平成 30 年 6 月意匠審査基準改訂対応

令和 2 年 12 月 押印に関する取扱い変更対応

令和 3 年 5 月 建築物・内装の意匠に関する記載等を追加

令和 3 年 10 月 ハーグ出願に関する証明書提出の取扱い及び旧氏併記を可能とする取扱い変更対応

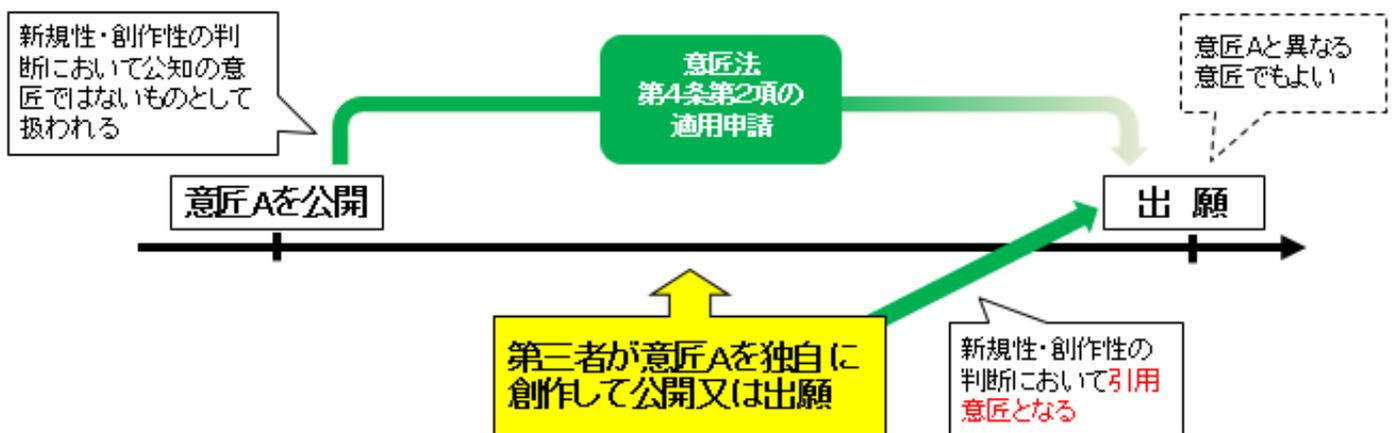
## <意匠の新規性喪失の例外規定についての注意>

意匠の新規性喪失の例外規定は、あくまでも意匠登録出願より前に公開された意匠は意匠登録を受けることができないという原則に対する例外規定であることに留意する必要があります。仮に出願前に公開した意匠についてこの規定の適用を受けたとしても、例えば、第三者が同じ意匠について先に意匠登録出願をしていた場合や先に公開していた場合には、意匠登録を受けることができませんので、可能な限り、早く出願することが重要です。

また、海外への出願を予定している場合には、各国の意匠の新規性の例外規定にも留意する必要があります。各国の国内法令によっては、自らが公開したことにより、その国において意匠登録を受けることができなくなる可能性もありますので十分にご注意ください。

- ◆新規性喪失の例外規定は、あくまでも、**ついうっかり公開してしまった場合の非常手段**
- ◆**使わないで済むなら、使わない方が望ましい**
- ◆**ウェブサイト等での公開は、必ず意匠登録出願をした後に行う習慣を付けることが大切！**

意匠の新規性喪失の例外の規定が適用されると、証明書に記載された公開の事実によって公知となった意匠は、出願された意匠の新規性・創作性の判断において、公知の意匠ではないものとして扱われる。



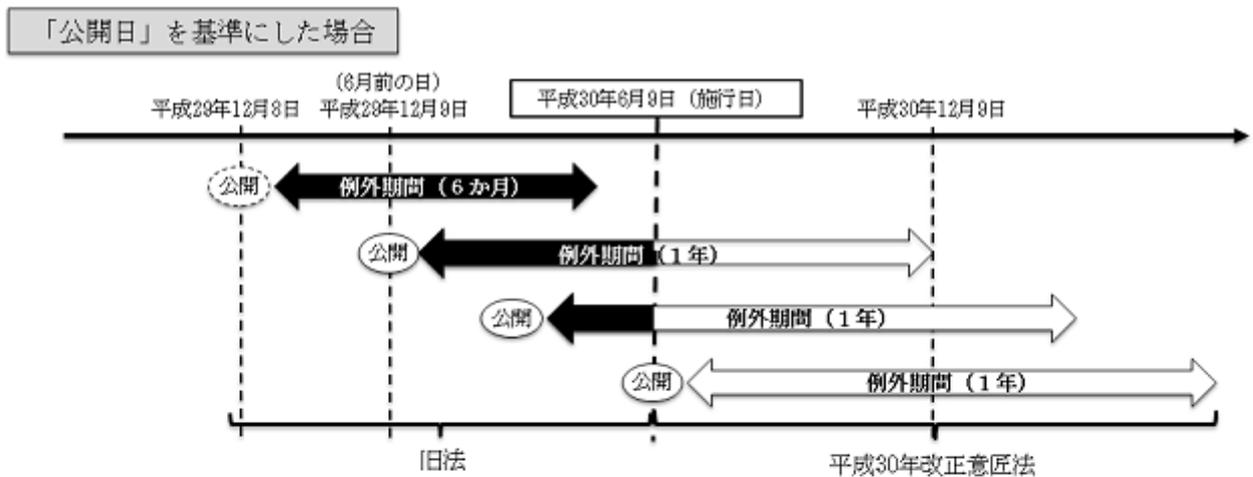
### 注意点

- ◆ 出願日（判断基準日）が遡及するわけではない（出願前に、第三者がその意匠や類似する意匠について公開又は出願をすると、意匠登録を受けられないことがある）
- ◆ 国によって法令の内容が異なる（日本で意匠登録を受けても、海外で意匠登録を受けられないことがある）

## <意匠の新規性喪失の例外期間が6か月から1年に延長されました>

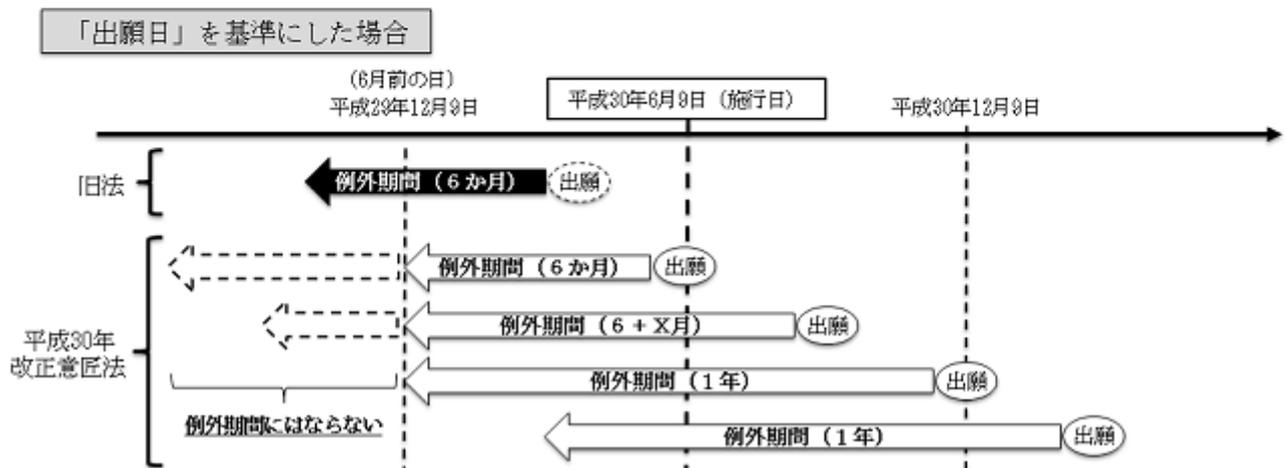
平成30年の意匠法一部改正により、第4条に規定する新規性喪失の例外期間が6か月から1年に延長されました。改正意匠法第4条の規定は、平成30年6月9日以降に出願された意匠に適用されます。ただし、平成29年12月8日以前に公開された意匠については、平成30年6月9日以降に出願しても、改正意匠法第4条の規定は適用されません（以下図及び参考条文参照）。そのため、意匠が公開された日から6か月以内に意匠登録出願されなければ、新規性喪失の例外の適用を受けられませんので御注意ください。

詳しくは、「[意匠の新規性喪失の例外期間が6か月から1年に延長されます](#)」のページをご確認ください。



※公開日：意匠が公開された日

※例外期間：意匠登録出願がこの期間内であれば、第4条第1項又は第2項の適用を受けることができる。



※例外期間：意匠が公開された日がこの期間内であれば、第4条第1項又は第2項の適用を受けることができる。

<参考条文> 不正競争防止法等の一部を改正する法律 附則第12条

第十二条 意匠法第三条第一項第一号又は第二号のいずれかに該当するに至った日が、第二号施行日の六月前の日前である意匠については、第四条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の意匠法第四条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 目次

1.意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続的要件 .....	11
Q1-a 当該規定の適用を受けるための基本的な手続要件を教えてください。 .....	11
Q1-b 出願意匠とは同一でない公開意匠についても、当該規定の適用を受けられますか？ .....	12
Q1-c 意匠公報、特許公報、外国公報等の公報に掲載された意匠は、当該規定の適用を受けられますか？ .....	12
Q1-d 本意匠の出願の際に当該規定の適用を受ける手続がされていれば、関連意匠の出願の際に当該手続を行う必要はありませんか？ .....	12
Q1-e 展示会で意匠を発表し、この展示会で発表した意匠について第2項の規定の適用を受ければ、発表後に第三者がその発表した意匠と類似する意匠を独自に創作して意匠登録出願し、その後に発表者が意匠登録出願した場合でも、発表者の出願は第三者がした出願により拒絶となることはないのでしょうか？ .....	13
Q1-f 本規定は、「新規性喪失の例外」ですが、意匠審査において、証明書に記載した意匠は、創作非容易性の判断においても公知の意匠ではないとみなされるのでしょうか？ ..	13
Q1-g 手続に必要な書類とその様式を教えてください。 .....	14
Q1-h 「証明する書面」はオンライン手続で提出できますか？ .....	16
Q1-i 願書を書面で提出しました。出願番号がまだ通知されていない場合、新規性の喪失の例外証明書提出書の【出願番号】の欄はどのように記載すればよいのでしょうか？ .....	16
Q1-j 「証明する書面」を援用することはできますか？ .....	16
Q1-k 意匠登録出願時に意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする旨を願書の特記事項に記載しませんでした。特記事項の補正による追加は可能でしょうか？ ..	16
Q1-l 意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受ける予定で願書の特記事項にその旨記載しましたが、実は出願時に意匠がまだ公開されていなかったことに後で気づきました。特記事項の記載を削除することはできるでしょうか？また、特記事項の記載が削除できない場合の不利益はありますか？ .....	17
Q1-m 提出済みの「証明する書面」に一部誤りがあることがわかったため、「証明する書面」を補正したいのですが、補正できますか？ .....	17

Q1-n 添付する「証明する書面」が複数ある場合、新規性の喪失の例外証明書提出書の【物件名】の欄はどのように記載すればよいでしょうか？ .....	17
Q1-o 「証明する書面」(出願人による証明書)と一緒に、証明する書面に記載した事項が事実であることを裏付けるための資料(客観的資料や第三者の証明書等)も提出することが必要でしょうか？ .....	17
<b>2.第3項に規定された証明する書面について .....</b>	<b>19</b>
<b>2.1 第3項に規定された「証明する書面」の考え方 .....</b>	<b>19</b>
<b>2.2 「証明する書面」として提出する書面の概要 .....</b>	<b>20</b>
Q2-a 証明する書面において、年月日は西暦ではなく元号で記載しても問題ないですか？ .....	20
Q2-b 「証明する書面」への出願人による押印又は署名(サイン)が不要となりましたが、「証明する書面」へ押印又は署名(サイン)をすることは禁止されたのでしょうか？ ..	20
Q2-c 「証明する書面」が外国語で書かれている場合は、翻訳文の提出は必要ですか？ ..	21
Q2-d 証明書に記名は必要とのことですが、出願人全員ではなく、少なくとも一名でよいとする理由はなぜですか？ .....	21
Q2-e 創作者自身が意匠を公開し、その後出願を行いました、氏(姓)が変わっている場合は問題ないでしょうか？ .....	21
Q2-f 第2項の規定の適用を受けるにあたって、本Q&A集の記載に沿った手続を行わなかった場合、どのような不利益が生じるのでしょうか？ .....	21
<b>2.3 「公開の事実」欄の記載要領 ー要件1ー .....</b>	<b>23</b>
Q2-g 証明書の「公開の事実」欄(要件1)に記載すべき事項を教えてください。 .....	23
Q2-h 展示会に出品し新規性を喪失しました。公開した意匠の内容として意匠の写真等を添付することになっていますが、この写真は展示会で意匠を展示している状態の写真でなければなりませんか？ .....	26
Q2-i 意匠登録出願の日から30日経過した後に、既に提出した「証明する書面」(出願人自らによる証明書)に記載した事項の範囲内で、それらが事実であることを裏付けるために補充資料を提出しようと考えています。この場合「記載した事項の範囲内」とは具体的にどのような範囲ですか？ .....	26
Q2-j 写真の大きさや提出に関するルールはありますか？ .....	26

Q2-k 一つの展示会や販売会、学会等の開催が数日にわたる場合、「証明する書面」の公開日はどのように記載すればよいでしょうか？ .....	26
Q2-l 雑誌に掲載して意匠を公開した場合、雑誌に記載された発行日と実際の発行日（頒布日）が異なり、頒布日の方が早いことがあります。この場合、1. ①の発行日はどのように記載すべきでしょうか。 .....	27
Q2-m テレビ番組の取材や収録の場合、収録日と放映日が異なりますが、1. ①は放映日を記載すればよいでしょうか。 .....	27
Q2-n 建築物の図面や完成予想図を自社 HP やチラシ、カタログ等で公開した場合には、新規性喪失の例外適用の申請を行う必要がありますか？ .....	27
Q2-o 建築物の図面を施工業者に提示した場合には、新規性喪失の例外適用の申請を行う必要がありますか？ .....	27
Q2-p 建築物の出願意匠の実施物が施工される場合、どのように証明すべきでしょうか？ .....	27
<b>2.4 「意匠登録を受ける権利の承継等の事実」欄の記載要領 一要件 2 一 .....</b>	<b>29</b>
Q2-q 証明書の「意匠登録を受ける権利の承継等の事実」欄（要件 2）に記載すべき事項を教えてください。 .....	29
Q2-r ②の欄はなぜ必要なのでしょう？「意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者（行為時の権利者）」とは、どのような意味でしょうか？ .....	30
Q2-s 「公開の原因となる行為時」とは「公開時」とは異なるのですか？どういう場合を想定しているのでしょうか。 .....	30
Q2-t 意匠登録を受ける権利の承継について（⑤）はどのように記載すればよいですか？ .....	31
Q2-u 行為時の権利者と公開者との関係等について（⑥）はどのように記載すればよいですか？ .....	33
Q2-v 意匠法第 4 条第 2 項の規定により意匠の新規性喪失の例外の規定の適用を受けるためには、意匠の公開者は、意匠の創作者である必要がありますか？ .....	34
Q2-w 職務創作であって、創作者が従業員であり会社が出願人である場合も、意匠登録を受ける権利の承継の事実を記載する必要がありますか？ .....	34
<b>3. 第三者からの証明を取得する場合の注意点 .....</b>	<b>35</b>

Q3-a 意匠の公開事実についてより客観性の高い証明を行うためには、第三者による証明を加えるのが望ましいとのことですが、新聞に掲載した場合も第三者の証明を取得すべきですか？ .....35

Q3-b 展示会に出品することにより意匠の新規性を喪失しましたが、第三者による証明を取得する場合、誰に証明してもらうのが適当ですか？ .....35

Q3-c 販売により意匠の新規性を喪失しましたが、第三者による証明を取得する場合、誰に証明してもらうのが適当ですか？ .....35

Q3-d ウェブサイト上で意匠を公開して新規性を喪失しましたが、第三者による証明を取得する場合、誰に証明してもらうのが適当ですか？ .....36

Q3-e ウェブサイト上で意匠を公開するにあたって、客観性の高い証明を取得するための注意点や準備等を教えて下さい。 .....36

Q3-f 証明する書面に記載した事項が事実であることを裏付けるための資料（客観的資料）としてはどのようなものを提出すればよいですか？ .....36

Q3-g 出願人自身の記名だけによる証明する書面を提出しましたが、後から第三者の記名による証明の書類を補充することはできますか？ .....36

Q3-h 従業員、代理人、あるいは子会社の代表者は、第三者として認められますか？ ...37

Q3-i 第三者による証明書を作成する場合であっても、[Q1-g]の「証明する書面」の書式どおりに作成すべきでしょうか？ 書式どおりに記載すると、出願人しか知り得ない「2. 意匠登録を受ける権利の承継等の事実」について第三者に証明を受けることになり、不自然ではないでしょうか。 .....37

#### 4.公開された意匠が複数存在する場合 ..... 38

Q4-a 私が創作した意匠を複数回にわたって販売し公開しましたが、それぞれについて証明する必要がありますか？ .....39

Q4-b 展示会に出品した意匠が、その展示会を紹介する新聞記事に掲載されました。展示会での公開の事実は証明する予定ですが、新聞記事掲載についても証明が必要ですか？ .....39

Q4-c SNSへの投稿により意匠を公開したところ、この投稿が他者に再び投稿（いわゆる、リツイート等）がされました。この場合、他者による投稿についても「証明する書面」の提出は必要でしょうか？ .....39

Q4-d 同一の意匠の製品を、取引先 X に販売し、その後、別の取引先 Y 及び取引先 Z にも

販売し、意匠の新規性を喪失しましたが、それぞれの販売先ごとに公開事実を証明する必要がありますか？ .....39

Q4-e 自社のウェブサイトにて新商品 X を掲載し公開した後に、同一商品 X をインターネット上の販売サイト A で販売し、さらに後日、同一商品 X を異なる販売サイト B で販売しました。この場合、自社ウェブサイトでの公開（最先の公開事実）のみを証明すれば良いのでしょうか？ .....40

Q4-f 複数の店舗に商品を納品する場合、証明する書面には全ての店舗を記載することが必要ですか？ .....40

Q4-g 意匠の内容が記載されたパンフレットを客先に配布しました。この場合、「証明する書面」にはパンフレットの配布先全てを記載する必要があるのでしょうか？ .....40

Q4-h 取引先に新商品の発表を知らせるため、該当の意匠が掲載された写真を添付したメールを同日に100通以上取引先に送信しました。この場合、送信先いずれか1社への公開のみを証明すればよいのでしょうか？ .....40

Q4-i 我が社はメーカーですが、製品の販売時には商社 A（問屋、流通業者、販売代理店等）を通じて全国の小売店で販売しています。この場合、商社 A に対する公開の事実のみを証明すればよいのでしょうか。小売店での全ての販売行為を証明する必要があるのでしょうか。 .....40

Q4-j 我が社は家電メーカーですが、大手家電量販店 A に製品を出荷しました。大手家電量販店 A は全国に200店舗以上あります。この場合、全店舗で販売されたことを、全ての店舗についてそれぞれ証明する必要があるのでしょうか。 .....41

Q4-k 意匠を新聞等で発表する場合、記事の掲載日以前に、記者クラブ等で掲載依頼をする場合が多く、そのような場合、掲載依頼を行った時点で新規性が喪失したと解釈されるのでしょうか？ .....41

## 5. 通常の意匠登録出願以外の出願について ..... 42

Q5-a パリ条約による優先権の主張を伴う出願で、第一国出願前に公開した場合、当該規定の適用を受けられますか？ .....42

Q5-b 日本を指定した国際意匠登録出願の場合、当該規定の適用を受けられますか？また、どのような手続が必要ですか？ .....42

Q5-c 日本を指定した国際意匠登録出願と同時にW I P O に新規性喪失の例外証明書を添付して提出しても、（証明書に誤記や不足があることに気づいた場合）国際公表された日から30日以内に「新規性の喪失の例外証明書提出書」に証明書を添付して再度提出することは可能ですか？ .....43

Q5-d 意匠登録出願の分割による新たな意匠登録出願について、意匠の新規性喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合、あらためて手続を行う必要がありますか？ .....	43
Q5-e 出願の変更による新たな意匠登録出願について、意匠の新規性喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合、あらためて手続を行う必要がありますか？ .....	43
Q5-f 補正の却下の決定があった補正後の意匠についての新たな意匠登録出願について、意匠の新規性喪失の例外の規定の適用を受けることができますか？ .....	43
<b>6.意匠が意に反して公開された場合（第1項） .....</b>	<b>44</b>
Q6-a 意に反して公開されたという事情を出願前に知っています。第1項の適用を受けるためには、意匠法第4条適用について何ら手続をすることなく出願しても問題ないでしょうか？ .....	44
Q6-b 意に反して公開されたといえる具体例には何がありますか？ .....	44
Q6-c 「意に反して」公開された意匠である旨を意見書や上申書等を通じて説明しようと考えています。何を記載したらよいでしょうか？ .....	44
<b>7. 第2項の適用を受けるための「証明する書面」の記載例 .....</b>	<b>45</b>
Q7-a 「証明する書面」の記載内容が、このQ&A集の内容に沿っているか事前に確認してもらうことは可能でしょうか？ .....	45
Q7-b 公開態様がこのQ&A集のいずれの記載例にも該当しない場合、「証明する書面」はどのように作成すればよいでしょうか？ .....	45
Q7-c 意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者（行為時の権利者）と公開者との関係等について、Q&A集の[Q2-u]の記載例のように記載できないのですが、これらのように記載しなければ意匠の新規性喪失の例外規定の適用は認められないのでしょうか？ .....	45
<b>記載例一覧.....</b>	<b>46</b>
証明する書面の記載例 1-1 （創作者が展示し、出願まで行ったケース） .....	48
証明する書面の記載例 1-2 （創作者から他者に譲渡され、その後、展示・出願したケース） .....	49
証明する書面の記載例 1-3 （創作者が展示し、その後他者に譲渡され、出願したケース） .....	50
証明する書面の記載例 1-4 （創作者が譲渡し、その者が展示し、さらに別の者に譲渡し、	

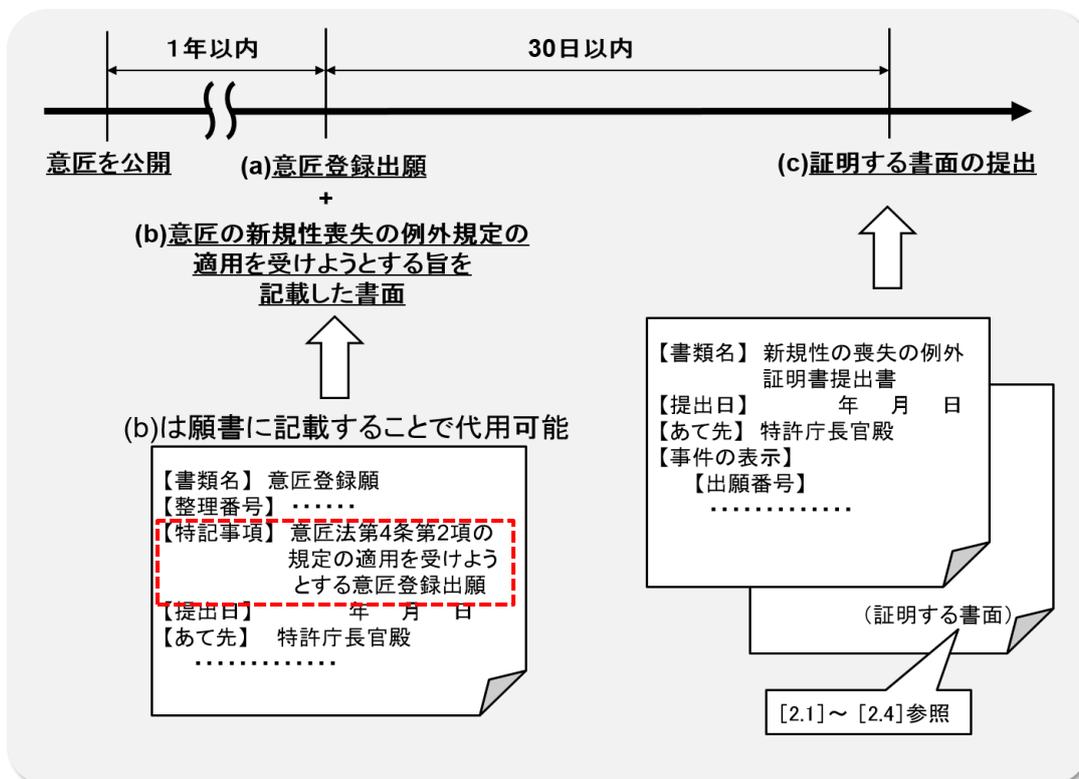
出願したケース) .....	51
証明する書面の記載例 2-1 (家具メーカーが、自ら百貨店で販売したケース) .....	52
証明する書面の記載例 2-2 (家具メーカーが、百貨店に依頼して販売したケース) .....	53
証明する書面の記載例 3-1 刊行物等 (書籍) .....	54
証明する書面の記載例 3-2 刊行物等 (雑誌) .....	55
証明する書面の記載例 3-3 刊行物等 (新聞) .....	56
証明する書面の記載例 3-4 刊行物等 (カタログ 1) .....	57
証明する書面の記載例 3-5 刊行物等 (カタログ 2) .....	58
証明する書面の記載例 4-1 (ウェブサイトに記載した場合) .....	59
証明する書面の記載例 4-2 (展示会主催者が作成したウェブサイト得意匠を掲載し、主催者を公開者とした場合) .....	60
証明する書面の記載例 5 (映像による場合) .....	61
証明する書面の記載例 6 (メール送信による場合) .....	62
証明する書面の記載例 7-1 (竣工によって意匠が公開された場合) .....	63
証明する書面の記載例 7-2 (施工途中で意匠が公開された場合) .....	65
証明する書面の記載例 8 (コンペ等) .....	67

## 1.意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続的要件

Q1-a 当該規定の適用を受けるための基本的な手続要件を教えてください。

A 第2項の規定（自己の行為に起因して新規性を喪失した場合）の適用を受けようとする意匠登録出願人は、以下(a)～(c)三つの手続を行う必要があります（第1項の規定（意匠が意に反して公開された場合）に関しては、[\[6.\]](#)をお読みください。）。

- (a) 意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して公開された意匠の公開日から1年以内に意匠登録出願すること（第2項）。
  - (b) 意匠登録出願時に意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする旨を記載した書面を提出すること（第3項）。（願書に【特記事項】の欄を加え、当該規定を受けようとする出願である旨を明記することで代用可能。） [\[Q1-g\]](#)
  - (c) 意匠登録出願の日から30日以内に、意匠の新規性喪失の例外規定の適用の要件を満たすことを証明する書面を提出すること（第3項）。 [\[Q1-g\]](#) , [\[2.1\]](#) ～ [\[2.4\]](#)
- ※(b)及び(c)について、ハーグ協定のジュネーブ改正協定による、日本を指定締約国とする国際意匠登録出願の場合の手続やそのための期間については、[\[Q5-b\]](#)をご参照ください。



**Q1-b** 出願意匠とは同一でない公開意匠についても、当該規定の適用を受けられますか？

A 受けられます。例えば、出願意匠に類似する意匠や部分的に共通点のある意匠を公開した場合、当該規定の適用を受ける手続を行った出願意匠は、その審査において、前記公開意匠を除外して新規性や創作非容易性の判断がなされます。

公開した意匠が出願意匠と類似するか否かは実体審査において判断されますので、手続が必要であるか否か迷われた場合は、両意匠が類似していた場合に拒絶となる可能性を避けるため、手続を行うことをお勧めします。

**Q1-c** 意匠公報、特許公報、外国公報等の公報に掲載された意匠は、当該規定の適用を受けられますか？

A 受けることができません。内外国特許庁・国際機関により発行された公報に掲載された意匠は、第2項で適用対象から除外されています。

**Q1-d** 本意匠の出願の際に当該規定の適用を受ける手続がされていれば、関連意匠の出願の際に当該手続を行う必要はありませんか？

A 出願ごとに手続が必要ですので、関連意匠の出願の際にも当該規定の適用を受ける手続を行ってください。本意匠にのみ手続があり関連意匠には手続がなされていない場合、関連意匠は当該規定の適用を受けられず、出願前に公開されたものと判断され得るため、出願時には十分に注意が必要です。

なお、関連意匠に手続を行う場合、本意匠に提出した証明書を援用することが可能です。  
（[\[Q1-j\]](#) 参照）

※ただし、令和2年4月1日以降の出願について、関連意匠としての登録が認められる場合は、意匠法第10条第2項又は第8項の規定により、本意匠等（注1）の出願日以降に公開された（注2）、本意匠等に類似する自己の意匠については、新規性喪失の例外の手続の有無にかかわらず、新規性や創作非容易性の判断の基礎となる資料から除外されます。

しかしながら、出願した意匠が本意匠に類似しない等、関連意匠としての登録が認められない場合は、意匠法第10条第2項又は第8項の規定の適用を受けることができません。

したがって、関連意匠の出願の際にも、新規性喪失の例外の手続を行うことをお勧めします（なお、出願前に発行された公報に掲載されている意匠は、意匠法第4条第2項の規定の通り、意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して公知となった意匠から除外されていますのでご注意ください）。

注1 本意匠が他の意匠の関連意匠である場合等では、基礎意匠や基礎意匠に係る関連意匠についても同様です。

注2 優先権主張がある場合は優先日となります。また、本意匠等において新規性喪失の例

外の規定が適用された意匠も含まれます。

**Q1-e** 展示会で意匠を発表し、この展示会で発表した意匠について第2項の規定の適用を受ければ、発表後に第三者がその発表した意匠と類似する意匠を独自に創作して意匠登録出願し、その後に発表者が意匠登録出願した場合でも、発表者の出願は第三者がした出願により拒絶となることはないのでしょうか？

A 拒絶となる可能性があります。

第2項の規定の適用を受けても、出願日（判断基準日）が遡るわけではありません。

意匠登録を受ける権利を有する者が出願をする前に、第三者が独自に創作して意匠登録出願した場合、前者がした出願は、後者の第三者がした出願の後願となり拒絶となる可能性があります。

確実に権利を確保するためには、できるだけ早く出願することが望ましいといえます。

**Q1-f** 本規定は、「新規性喪失の例外」ですが、意匠審査において、証明書に記載した意匠は、創作非容易性の判断においても公知の意匠ではないとみなされるのでしょうか？

A 創作非容易性（第3条第2項）の判断においても、証明書に記載された公開意匠は公知の意匠ではないとみなされます。（意匠審査基準第Ⅲ部 第3章）

Q1-g 手続に必要な書類とその様式を教えてください。

A 日本国特許庁に対し出願する際、必要な書類は、次の(1)から(3)です。また、各書類の様式は、注1から注3に示すとおりです。ハーグ協定のジュネーブ改正による国際意匠登録出願で日本を指定締約国とする場合の手続は[Q5-b]をご参照ください。

- (1) 「願書」(注1)
- (2) 「新規性の喪失の例外証明書提出書」(注2)
- (3) 「証明する書面」(「意匠の新規性の喪失の例外規定の適用を受けるための証明書」(注3))

※注1 「願書」について(意匠法施行規則 様式第2 備考30)

【書類名】 意匠登録願  
【整理番号】 ……  
【特記事項】 意匠法第4条第2項の規定の  
適用を受けようとする意匠登録出願  
(【提出日】 令和 年 月 日)  
【あて先】 特許庁長官 殿  
【意匠に係る物品】 ……  
【…】 ……

願書に、【特記事項】の欄を設けて、当該規定の適用を受けようとする出願である旨を明記します。  
なお、当該欄は、出願時に明記し忘れた場合、後から加えることができません。その場合、当該規定の適用を受けることができなくなりますので、十分注意してください。

※注2 「新規性の喪失の例外証明書提出書」について(意匠法施行規則 様式第1)

【書類名】 新規性の喪失の例外証明書提出書  
(【提出日】 令和 年 月 日)  
【あて先】 特許庁長官 殿  
【事件の表示】  
【出願番号】  
【提出者】  
【識別番号】  
【住所又は居所】  
【氏名又は名称】  
【代理人】  
【識別番号】  
【住所又は居所】  
【氏名又は名称】  
【提出物件の目録】  
【物件名】 意匠の新規性の喪失の例外の  
規定の適用を受けるための証明書 1

他の意匠登録出願について提出した証明書を援用する場合は、以下のように記載します。([Q1-j]参照)

【提出物件の目録】  
【物件名】意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書1  
【援用の表示】 意願 20XX-012345

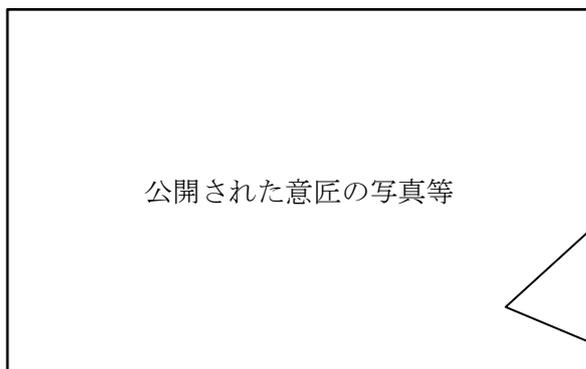
※注3 「証明する書面」（「意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書）」について

「証明する書面」の書式例（意匠審査基準第Ⅲ部 4.1 参照）

意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書

1. 公開の事実

- ① 公開日
- ② 公開場所
- ③ 公開者
- ④ 公開意匠の内容(意匠の写真等を添付する)



- ・ 公開された意匠がはっきりと表されている写真や画像（写真等）を添付して下さい。
- ・ 写真等の大きさに特に規定や制限はありません。添付する写真等は2枚以上になっても構いません。
- ・ 紙に写真等を貼り付けても、データ上で貼り込んだ画像をプリントアウトしても、いずれでも構いません。
- ・ 1. ④の下部に添付できない場合は、別紙として添付してください。

2. 意匠登録を受ける権利の承継等の事実

- ① 公開意匠の創作者
- ② 意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者(行為時の権利者)
- ③ 意匠登録出願人(願書に記載された者)
- ④ 公開者
- ⑤ 意匠登録を受ける権利の承継について(①の者から②の者を経て③の者に権利が譲渡されたこと)
- ⑥ 行為時の権利者と公開者との関係等について  
(②の者の行為に起因して、④の者が公開をしたこと等を記載)

上記記載事項が事実と相違ないことを証明します。

令和〇年〇月〇日

出願人 株式会社×× 代表取締役〇〇 〇〇

※証明書の押印又は署名(サイン)は不要です。

証明書に記載する内容については、19 ページ以降の「2.第3項に規定された証明する書面について」で詳しく説明しています。また、45 ページ以降の「7.第2項の適用を受けるための「証明する書面」の記載例」に様々な場合の記載例を掲載しています。

Q1-h 「証明する書面」はオンライン手続で提出できますか？

A 「証明する書面」は書面で提出する必要があります。「新規性の喪失の例外証明書提出書」に「証明する書面」を添付して、書面で提出してください。2021年10月1日以降にハーグ協定のジュネーブ改正による国際意匠登録出願で日本を指定締約国とする場合は[\[Q5-b\]](#)もご参照ください。

Q1-i 願書を書面で提出しました。出願番号がまだ通知されていない場合、新規性の喪失の例外証明書提出書の【出願番号】の欄はどのように記載すればよいでしょうか？

A 出願番号に替えて、【出願日】と【整理番号】の欄を設けてそれぞれの内容を記載してください。

(記載例)

【事件の表示】

【出願日】            年    月    日提出の意匠登録願

【整理番号】 29-A-3-A42

Q1-j 「証明する書面」を援用することはできますか？

A できます。援用する場合は、「新規性の喪失の例外証明書提出書」中、【提出物件の目録】の【物件名】の下に【援用の表示】の欄を設けて、援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示（意匠権に係るものにあつては、意匠登録番号、書類名及びその提出日）を記載してください。（記載例は[\[Q1-g\]](#)の注2の書式参照）

また、特許出願、実用新案登録出願の証明書を援用することもできますが、その場合、援用先の証明書には、公開された意匠が特定できるように、写真等ではっきりと表されている必要があります。

Q1-k 意匠登録出願時に意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする旨を願書の特記事項に記載しませんでした。特記事項の補正による追加は可能でしょうか？

A 願書の特記事項の欄への、意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする旨の記載は、意匠登録出願の時になされている必要があります（第3項、意匠法施行規則第19条第3項で準用する特許法施行規則第27条の4、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第12条）。

したがって、願書の特記事項の補正により、意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする旨の記載を追加することはできません。

**Q1-l** 意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受ける予定で願書の特記事項にその旨記載しましたが、実は出願時に意匠がまだ公開されていなかったことに後で気づきました。特記事項の記載を削除することはできるでしょうか？また、特記事項の記載が削除できない場合の不利益はありますか？

A 願書の特記事項の記載を削除することはできませんが、その記載が削除できないことによる不利益は通常はないと考えられます。特記事項に意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする旨の記載があったとしても、意匠登録出願の日から 30 日以内に「証明する書面」を提出しなければ、意匠公報には意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする出願である旨は掲載されません。

**Q1-m** 提出済みの「証明する書面」に一部誤りがあることがわかったため、「証明する書面」を補正したいのですが、補正できますか？

A 意匠登録出願の日から 30 日以内であれば、証明する書面を再度提出することができます。意匠登録出願の日から 30 日を過ぎた後は、新規性の喪失の例外証明書提出書については、明らかな誤記についてであれば手続の補正が可能ですが、新規性の喪失の例外証明書提出書に添付した証明書は、補正することはできません。

なお、意匠登録出願の日から 30 日を過ぎた後でも、意見書又は上申書等を通じて、新規性の喪失の例外証明書提出書に添付した証明書における誤りについて説明をすることが可能です。

**Q1-n** 添付する「証明する書面」が複数ある場合、新規性の喪失の例外証明書提出書の【物件名】の欄はどのように記載すればよいでしょうか？

A 例えば、3 通の「証明する書面」を添付する場合には、「【物件名】意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書 3」と記載してください。

**Q1-o** 「証明する書面」(出願人による証明書)と一緒に、証明する書面に記載した事項が事実であることを裏付けるための資料(客観的資料や第三者の証明書等)も提出することが必要でしょうか？

A 「証明する書面」としては、書式に従った出願人自らによる証明書が作成され、意匠登録出願の日から 30 日以内に提出されていれば、証明事項について一定の証明力があるものと認められますので、証明する書面に記載した事項が事実であることを裏付けるための資料を添付することは必須ではありません。

(「2. 第 3 項に規定された証明する書面について」の[\[2.1\]](#)参照)

しかし、後から拒絶理由や無効理由が生じる可能性を回避するために、可能な限り、出願人自らによる「証明する書面」に記載した事項が事実であることを裏付ける資料を提出することが望ましいと考えられます。客観性の高い証明の取得方法については、「3.第三者からの証明を取得する場合の注意点」を参照していただき、例えば、第三者の記名による証明書を提出すること等が可能です。

## 2.第3項に規定された証明する書面について

### 2.1 第3項に規定された「証明する書面」の考え方

従前、「証明する書面」として、公開の事実に関する客観的証拠資料や第三者による証明書が、意匠登録出願の日から30日以内（注1）に適正に提出されている場合に、証明事項について一定の証明力があるとしていました。

しかし、平成29年3月の意匠審査基準の改訂において、この「証明する書面」の考え方について見直しを行い、①出願人自らによる証明書だけでも、証明すべき事項が詳細に記載されていれば一定の証明力が認められ、公開された意匠が第4条の適用を受けることができる意匠であることが認められる場合も多いこと、及び②意匠登録出願の日から30日以内に提出しなければならない「証明する書面」について、その作成負担を軽減する簡素化を図ったとしても、第三者が不測の不利益を被るとはいえないことから、以下のように取り扱うこととしました。

「証明する書面」としては、[\[2.2\]](#)～[\[2.4\]](#)に示したような一定の書式に従った出願人自らによる証明書が意匠登録出願の日から30日以内に提出されていれば、証明事項について一定の証明力があるものと認められます。

仮に、出願前に公開された意匠が第2項の規定の適用を受けることができる意匠であることに疑義を抱かせる証拠が発見された場合には、同項の規定の適用が認められず、その意匠を根拠として意匠登録出願に係る意匠の新規性や創作性を否定する拒絶理由や無効理由が生じる可能性があります。このような場合、出願人は、意匠登録出願の日から30日を過ぎた後でも、先に提出した証明書に記載した事項の範囲内で、それらの事項が事実であることを裏付けるための補充資料を、意見書又は上申書等を通じて提出することができます。

なお、証明する書面の内容や形式には、決まったものではありませんので、[\[2.2\]](#)～[\[2.4\]](#)に示した書式に限られませんが、一定の証明力があると認められるためには、[\[2.2\]](#)～[\[2.4\]](#)に示したものと同程度の内容の記載が必要です。

注1 ハーグ協定のジュネーブ改正協定による、日本を指定締約国とする国際意匠登録出願の場合は、国際公表の日から30日以内。なお、2021年10月1日以降の国際出願は、国際出願と同時に証明書を国際事務局に提出することも認められます。

## 2.2 「証明する書面」として提出する書面の概要

第2項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願人は、以下の二つの要件が満たされることを「証明する書面」によって証明する必要があります。

要件1：意匠の公開日から1年以内に意匠登録出願をしたこと

要件2：権利者の行為に起因して意匠が公開され、権利者が意匠登録出願をしたこと

### 証明する書面

(記載例は「7.第2項の適用を受けるための「証明する書面」の記載例」参照)

意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

1. 公開の事実

→要件1の証明 → 記載要領は [2.3]を参照

2. 意匠登録を受ける権利の承継等の事実

→要件2の証明 → 記載要領は [2.4]を参照

出願人 株式会社××  
代表取締役  
○○ ○○

※書面は一枚とは限らず、複数枚にわたってもかまいません。  
(複数枚にわたる場合、割印は不要です。)

Q2-a 証明する書面において、年月日は西暦ではなく元号で記載しても問題ないですか？

A 問題ありません。

Q2-b 「証明する書面」への出願人による押印又は署名（サイン）が不要となりましたが、「証明する書面」へ押印又は署名（サイン）をすることは禁止されたのでしょうか？

A 禁止されていません。

従前どおり、「証明する書面」へ押印又は署名（サイン）していただいても問題ありません。押印又は署名は、出願人名（法人の場合は、法人名又は法人を代表する者の名義）で行ってください。

なお、当該欄については押印や署名を省略した場合であっても、少なくとも証明者の記名は必要です。空欄の場合には新規性喪失の例外の適用を受けられない場合がありますのでご注意ください。

また、押印又は署名（サイン）の法的な意味等については、内閣府の規制改革推進会議の「押印についてのQ&A」をご参照ください。

・押印についてのQ&A

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/document/200619document01.pdf>

**Q2-c 「証明する書面」が外国語で書かれている場合は、翻訳文の提出は必要ですか？**

A 必要です。「証明する書面」に翻訳文を添付して提出してください（意匠法施行規則第19条第1項において準用する特許法施行規則第2条第2項）。

**Q2-d 証明書に記名は必要とのことですが、出願人全員ではなく、少なくとも一名でよいとする理由はなぜですか？**

A 従前は出願人全員の記名押印又は署名（サイン）を求めていましたが、押印・署名（サイン）の見直しに際して、記名者も出願人のうち少なくとも一名でよいものと見直しました。意匠法第68条第2項で準用する特許法第14条は二人以上が意匠登録出願等の「手続」をした場合、一定の不利益行為を除いて、各人が全員を代表するという相互代表を規定しています。特許法第14条は「手続」に関する規定であり、証明書の証明行為に直接適用されるものではありませんが、利益行為については各人が相互に代表するという特許法第14条の趣旨及び出願人の負担軽減の観点に照らして、上記のような見直しを行いました。

**Q2-e 創作者自身が意匠を公開し、その後出願を行いました、氏（姓）が変わっている場合は問題ないでしょうか？**

A 氏が変わっているが同一人であることがわかるように記載する必要があります。例えば、「特許（実用）太郎」（「特許」が戸籍上の氏、「実用」が旧氏）のように旧氏を併記（括弧書きで記載）した氏名を記入することが可能です。

**Q2-f 第2項の規定の適用を受けるにあたって、本Q&A集の記載に沿った手続を行わなかった場合、どのような不利益が生じるのでしょうか？**

A 第2項の規定の適用を受けるための手続的要件（本Q&A集の[Q1-a]のAの(a)~(c)参照）が満たされない場合、又は、「意匠の新規性喪失の例外規定の適用の要件を満たすこと」の証明が十分になされない場合には、意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けることができません。そのような場合、実体審査において、意匠の新規性喪失の例外規定の適用を認めずに審査が進められることとなります。

本Q&A集で記載を求めている事項のうち、一部の事項が「証明する書面」に記載されていなくても、審査官が証明書全体を総合的に判断した結果、意匠の新規性喪失の例外規定の適用の要件を満たすことが証明されたと判断されれば、適用が認められる可能性はありますが、

どの事項ならばなくてもよい、ということは一律に定まるものではなく、事案次第となりますので、本 Q&A 集に沿って証明書を作成されることをお勧めします。(なお、「証明する書面」については、その内容、形式いずれも決まったものではありませんので、本 Q&A 集記載の例以外の書式の証明書を提出することができますが、一定の証明力があると認められるためには、本 Q&A 集に示したものと同程度の内容の記載が必要です。)

### 2.3 「公開の事実」欄の記載要領 – 要件 1 –

Q2-g 証明書の「公開の事実」欄（要件 1）に記載すべき事項を教えてください。

A 意匠の公開日から 1 年以内に意匠登録出願をしたこと（要件 1）を証明するために、次の項目について記載してください。

- ① 公開日
- ② 公開場所
- ③ 公開者
- ④ 公開された意匠の内容（証明する対象を特定し得る程度に記載し、意匠の写真等を添付する）

主な意匠の公開態様についての①～④の記載要領は以下のとおりです。「7. 第 2 項の適用を受けるための「証明する書面」の記載例」も合わせて参照してください。

(1) 展示（展示会・見本市・博覧会・新製品ショウ・その他）の場合（[\[記載例 1-1\]](#)～[\[記載例 1-4\]](#)）

- ① 開催日 ○○○○年○月○日
- ② 展示会名、開催場所 第 5 回国際アクセサリー・雑貨フェア  
日本デザイン展示場（東京都○○区・・・）
- ③ 公開者 意匠ジュエリー株式会社
- ④ 公開された意匠の内容（証明する対象を特定し得る程度に記載し、意匠の写真等を添付する）

(2) 販売の場合（[\[記載例 2-1\]](#)，[\[記載例 2-2\]](#)）

- ① 販売日 ○○○○年○月○日
- ② 販売場所 意匠百貨店本店 7 階（東京都○○区・・・）
- ③ 公開者 意匠百貨店株式会社
- ④ 販売された意匠の内容（証明する対象を特定し得る程度に記載し、意匠の写真等を添付する）

(3) 逐次刊行物、書籍等に記載した場合（[\[記載例 3-1\]](#)～[\[記載例 3-5\]](#)）

- ① 発行日 ○○○○年○月○日
- ② 刊行物 株式会社意匠出版 月刊デザインマガジン  
○○○○年○月号（第○巻、第○号）、第○頁
- ③ 公開者 株式会社意匠出版
- ④ 公開された意匠の内容（証明する対象を特定し得る程度に記載し、意匠の掲載頁や奥付等の原本又は写しを添付する）

(4)ウェブサイトによる場合（[\[記載例 4-1\]](#)，[\[記載例 4-2\]](#)）

①ウェブサイトの掲載日 ○○○○年○月○日

②ウェブサイトのアドレス <http://www.ishou-design.co.jp>  
<http://www.ishou-design.co.jp/news/index.html>  
<http://www.ishou-design.co.jp/products/chair/index.html>

③公開者 意匠家具株式会社

④公開された意匠の内容（証明する対象を特定し得る程度に記載し、ウェブサイトのトップページ及び意匠が掲載されているページの印刷物を添付する。）

ウェブサイトによる場合については、以下3点が明らかとなるよう記載して下さい。

- ・意匠が掲載されているウェブサイトの存在の事実
- ・意匠が掲載されているページの存在の事実
- ・意匠の掲載日（当該意匠に公衆がアクセス可能となった日）

例えば、②については、当該ウェブサイトのトップページ、当該意匠が掲載されているページのアドレスを記載し、④については、ウェブサイトのトップページ及び意匠が掲載されているページの印刷物を添付します。また、意匠が掲載されているページの印刷物には、できるだけ当該意匠の掲載日が記載されていることが望ましいです。

(5)映像による場合（[\[記載例 5\]](#)）

①放映日

②番組名又は広告名、放送局

③公開者名

④公開された意匠の内容（証明する対象を特定し得る程度に記載し、意匠が表示された場面の画面キャプチャ等を添付する）

(6)メール送信による場合（[\[記載例 6\]](#)）

①メールの送信日 ○○○○年○月○日

②メールの送信相手先 日本家具販売株式会社

③公開者 意匠家具株式会社

④公開された意匠の内容（証明する対象を特定し得る程度に記載し、送信したメールで公開した意匠の写真等を添付する）

メールの送信相手先が複数者にわたる場合、例えば、②を「日本家具販売株式会社 他20社（送信相手先リストを別添）」のように記載して、送信相手先リストを別途添付して提出することも可能です。

(7)施工による場合（建築物の意匠、内装の意匠）（[\[記載例 7-1\]](#)）

- ①公開日 ○○○○年○月○日
- ②施工場所 ○○県○○市○○ ××一××
- ③公開者 意匠建設株式会社
- ④公開された意匠の内容

（証明する対象を特定し得る程度に記載し、竣工後の意匠の写真等を添付する。）

※施工途中の段階で公然知られた場合（[\[記載例 7-2\]](#)）

- ①公開日（※） ○○○○年○月○日
- ②施工場所 ○○県○○市○○ ××一××
- ③公開者 意匠建設株式会社
- ④公開された意匠の内容

（証明する対象を特定し得る程度に記載し、公開時点での写真等を添付する。）

（※）着工時から秘密でないものとして不特定の者の目に触れていたことにより、施工途中の段階で意匠が新規性を喪失した場合にも、「①公開日」には新規性を喪失した日に記載します。ただし、どの段階で新規性を喪失したかを厳密に定めることが困難な場合には、「着工日」等、新規性を喪失した可能性のある最も早い日を「①公開日」とすることも可能です。ただしこの場合には、その日から一年以内に意匠登録出願をしなければ新規性喪失の例外規定の適用を受けることができませんのでご注意ください。

(8)コンペ等による場合（[\[記載例 8\]](#)）

- ①公開日 ○○○○年○月○日
- ②公開場所 ○○市民センター（○○県○○市○○ ××一××
- ③公開者 ○○市
- ④公開された意匠の内容

（証明する対象を特定し得る程度に記載し、公開された図面及び模型の写真等を添付する。）

**Q2-h** 展示会に出品し新規性を喪失しました。公開した意匠の内容として意匠の写真等を添付することになっていますが、この写真は展示会で意匠を展示している状態の写真でなければなりませんか？

A 公開された事実を示すため、展示会で展示されている状態の意匠を撮影することが必要です。（例えば、展示された意匠の形態がはっきりと分かる写真を提出する等。その他、展示会会場で意匠が展示されている状況が分かる写真があることが望ましいです。）

ただし、展示会場で撮影を行っていなかった場合や、撮影は行ったが会場の風景を写したものであって意匠を正確に把握できない場合は、公開された意匠と同じ意匠を別途撮影して提出することも可能です。

**Q2-i** 意匠登録出願の日から 30 日経過した後に、既に提出した「証明する書面」（出願人自らによる証明書）に記載した事項の範囲内で、それらが事実であることを裏付けるために補充資料を提出しようと考えています。この場合「記載した事項の範囲内」とは具体的にどのような範囲ですか？

A 「証明する書面」に記載した事実を変更しない範囲となります。例えば、「証明する書面」添付写真が展示会場の風景を写したものであって公開意匠を正確に把握できない場合について、公開意匠の詳細な態様が記載された補充資料を提出することは認められます。

一方、「証明する書面」において当初記載していた事実を変更したり、その書面において当初記載していた事実とは別の新たな事実を追加する補充資料を提出することは認められません。例えば、「証明する書面」に 4 月 1 日に意匠 A を X 展示会において公開した事実しか記載していない場合に、出願から 30 日を経過した後で、5 月 1 日に意匠 A を自社ホームページに掲載したことを証明する資料を補充資料として提出することはできません。

**Q2-j** 写真の大きさや提出に関するルールはありますか？

A 写真の大きさに特に規定や制限はありません。また、紙に写真を貼り付けても、データ上で貼り込んだ画像をプリントアウトしても、いずれでも構いません。（写真の画像データを記録媒体に保存した状態での提出は受け付けていません。）

**Q2-k** 一つの展示会や販売会、学会等の開催が数日にわたる場合、「証明する書面」の公開日はどのように記載すればよいでしょうか？

A 実際に意匠を公開した日付を記載してください。括弧書きで開催期間を追記しても問題ありません。

なお、意匠が、商品の陳列の際に搬入業者や陳列業者、また、販売カタログ等納品時に印刷業者の目に触れたとしても、不特定の者の目に触れる状態とは言えず、新規性が喪失し

たとは判断しません。一般的には、意匠が不特定の者（例えば、顧客）の目に触れる状態におかれた日が、新規性を喪失した日となります。

**Q2-1** 雑誌に掲載して意匠を公開した場合、雑誌に記載された発行日と実際の発行日（頒布日）が異なり、頒布日の方が早いことがあります。この場合、1. ①の発行日はどのように記載すべきでしょうか。

A 実際の発行日（頒布日）を記載して下さい。雑誌記載の発行日を併記してもよいです。  
記載例「頒布日 ○○○○年○月○日（発行日 ○○○○年○月×日）」

**Q2-m** テレビ番組の取材や収録の場合、収録日と放映日が異なりますが、1. ①は放映日を記載すればよいでしょうか。

A 放映により初めて公知となったのであれば、放映日を記載して下さい。一方、公開された場所で（不特定の者に秘密でないものとしてその意匠が知られる状況下で）取材や収録を行っていた場合、収録された日が公開日となるため、例えば、1.①は、「公開日（収録日）」のように記載します。

**Q2-n** 建築物の図面や完成予想図を自社 HP やチラシ、カタログ等で公開した場合には、新規性喪失の例外適用の申請を行う必要がありますか？

A 建築物自体やその写真等を公開した場合のみならず、建築物の図面や完成予想図を公開した場合でも、出願意匠と対比可能な程度に開示されていれば、出願意匠は新規性や創作非容易性を喪失する可能性がありますので、新規性喪失の例外適用の申請を行う必要があります。

**Q2-o** 建築物の図面を施工業者に提示した場合には、新規性喪失の例外適用の申請を行う必要がありますか？

A 図面の提示を秘密の状態で行ったかどうかで申請の要否が異なります。施工業者と秘密保持契約等を交わした上で、図面を提示した場合には公開にはあたりません。

**Q2-p** 建築物の出願意匠の実施物が施工される場合、どのように証明すべきでしょうか？

A 施工業者と秘密保持契約等を交わし、かつ施工中の建築物が外部から見えないようにして施工した場合には、不特定の者に秘密でないものとしてその内容が公然知られたとはいえませんが、竣工後に外部から見えるようになると、その時点から公然知られた意匠となりますので、その日を公開日とした新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書により手続をする必要があります。

一方、施工業者に守秘義務を課さず、建築物があらわな状態で施工するなど、施工業者や施工現場付近を通行等する不特定の者に秘密でないものとして、その内容が出願日前に公然知られた状態となった場合、たとえ施工途中の段階であったとしても、その状態で当該出願意匠と類似していると認められたり、施工された一部が創作性の判断材料となったりする場合には、出願意匠は新規性又は創作非容易性がないものとして拒絶されます。施工のどの段階で新規性を喪失したかを厳密に定めることが困難な場合には、[\[Q2-g\] \(7\)](#) 施工による場合（※）や[\[記載例 7-2\]](#) のとおり、着工日等、新規性を喪失した可能性のある最も早い日を公開日とした新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書により手続をすることも可能です。

2.4 「意匠登録を受ける権利の承継等の事実」欄の記載要領 —要件2—

Q2-q 証明書の「意匠登録を受ける権利の承継等の事実」欄（要件2）に記載すべき事項を教えてください。

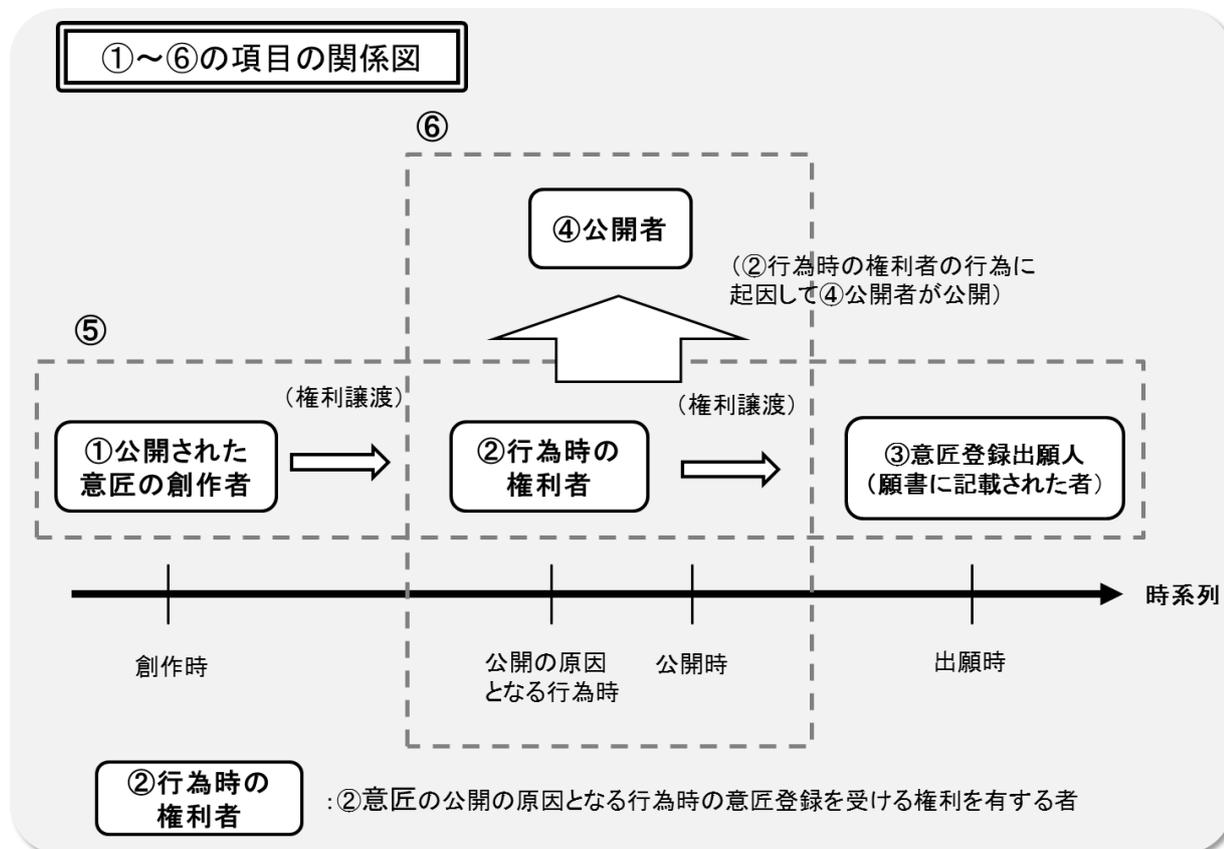
A 権利者の行為に起因して意匠が公開され、権利者が意匠登録出願をしたこと（要件2）を証明するために、次の項目について記載してください。

- ① 公開された意匠の創作者
- ② 意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者（行為時の権利者）
- ③ 意匠登録出願人（願書に記載された者）
- ④ 公開者（[2.3]における『公開の事実』欄の「③公開者」と同じ者）
- ⑤ 意匠登録を受ける権利の承継について（[2.3]）  
（①の者から②の者を経て③の者に権利が譲渡されたこと）
- ⑥ 行為時の権利者と公開者との関係等について（[2.4]）  
（②の者の行為に起因して、④の者が公開をしたこと等を記載）

なお、事実に即して記載すれば、権利譲渡書等の添付は必要ありません。

（留意事項）

- ・ ③（意匠登録出願人（願書に記載された者））については、意匠登録出願の願書に記載された意匠登録出願人と一致（複数者の場合は全員一致）している必要があります。



**Q2-r** ②の欄はなぜ必要なのでしょうか？「意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者（行為時の権利者）」とは、どのような意味でしょうか？

A ②の欄は、意匠が公開された時に、誰がその意匠について意匠登録を受ける権利を有していたかを記載する欄です。

意匠の新規性喪失の例外適用においては、意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して意匠が公開されていることが要件となります。そのため、意匠が公開された時に誰が意匠登録を受ける権利を有する者であったか、すなわち、創作者であったか、その承継人であったのか、適用の要件を満たしているかどうかを確認するために記載する欄となっています。

**Q2-s** 「公開の原因となる行為時」とは「公開時」とは異なるのですか？ どのような場合を想定しているのでしょうか。

A 「公開の原因となる行為時」と「公開時」が異なる場合とは、例えば、以下の例のように、「公開の原因となる行為時」と実際に意匠が公衆に知られた「公開時」に時間的な差があるケースを想定しています。

（ア）行為時の権利者Aが展示会への意匠の出展を公開者Bに依頼した時＝「公開の原因となる行為時」、公開者Bが実際に展示会で意匠を公開した時＝「公開時」

（イ）非公開で撮影されたテレビ番組の収録時＝「公開の原因となる行為時」、テレビ番組の放映時＝「公開時」

この場合、②には、「公開の原因となる行為時」の権利者を記載して下さい。

ただし、公開の原因となる行為時が公開時と同時の場合（行為時の権利者が自ら直接公開した場合など）は、「公開の原因となる行為時」を「公開時」と記載することができます。

この場合、②には、「公開時」の権利者を記載します。

Q2-t 意匠登録を受ける権利の承継について (5) はどのように記載すればよいですか？

A 創作者を起点とし、行為時の権利者を経て意匠登録出願人に至るまで (①→②→③) の、意匠登録を受ける権利の承継について、事実即して記載してください (以下の例参照)。

※⑤については、①から③までが完全に一致する場合、記載を省略することができます。

【例1】 ①=②=③のケース

① (公開意匠の創作者) と② (行為時の権利者) と③ (意匠登録出願人) が全て一致している (全員が同一) 場合 ([[記載例 1-1](#)] [[記載例 3-1](#)] [[記載例 3-2](#)] [[記載例 3-3](#)] [[記載例 8](#)])

『公開の事実に記載の公開行為により公開された意匠は、甲によって創作されたものであり、その後公開の原因となる行為時 (又は公開時) の〇〇〇〇年〇月〇日を経て、意匠登録出願時の〇〇〇〇年△月△日に至るまで、意匠登録を受ける権利は甲が保持していた。』

※このケースについては⑤の記載を省略することができます。

【例2】 ①≠②=③のケース

② (行為時の権利者) と③ (意匠登録出願人) が一致しており、① (公開された意匠の創作者) と② (行為時の権利者) 及び③ (意匠登録出願人) とが一致していない場合

( [[記載例 1-2](#)] [[記載例 2-1](#)] [[記載例 2-2](#)] [[記載例 3-4](#)] [[記載例 3-5](#)] [[記載例 4-1](#)] [[記載例 4-2](#)] [[記載例 5](#)] [[記載例 6](#)] [[記載例 7-1](#)] [[記載例 7-2](#)] )

『公開の事実に記載の公開行為により公開された意匠は、甲によって創作されたものであり、〇〇〇〇年×月×日にその創作に係る意匠登録を受ける権利は甲から乙に譲渡され、公開の原因となる行為時 (又は公開時) の〇〇〇〇年〇月〇日において、乙はその創作についての意匠登録を受ける権利を保有していた。

その後、〇〇〇〇年△月△日に乙は意匠登録出願を行った。』

【例3】 ①=②≠③のケース

① (公開された意匠の創作者) と② (行為時の権利者) が一致しており、① (公開された意匠の創作者) 及び② (行為時の権利者) と③ (意匠登録出願人) とが一致していない場合

( [[記載例 1-3](#)] )

『公開の事実に記載の公開行為により公開された意匠は、甲によって創作されたものであり、公開の原因となる行為時 (又は公開時) の〇〇〇〇年〇月〇日において、甲はその意匠についての意匠登録を受ける権利を保有していた。

〇〇〇〇年×月×日にその意匠に係る意匠登録を受ける権利は、甲から乙に譲渡され、その後〇〇〇〇年△月△日に乙は意匠登録出願を行った。』

【例4】 ①≠②≠③のケース

①（公開された意匠の創作者）、②（行為時の権利者）及び③（意匠登録出願人）が全て一致していない場合（[\[記載例 1-4\]](#)）

『公開の事実に記載の公開行為により公開された意匠は、甲によって創作されたものであり、〇〇〇〇年×月×日にその意匠に係る意匠登録を受ける権利は甲から乙に譲渡され、公開の原因となる行為時（又は公開時）の〇〇〇〇年〇月〇日において、乙はその意匠についての意匠登録を受ける権利を保有していた。

〇〇〇〇年△月△日にその意匠に係る意匠登録を受ける権利は、乙から丙に譲渡され、その後〇〇〇〇年●月●日に丙が意匠登録出願を行った。』

Q2-u 行為時の権利者と公開者との関係等について (⑥) はどのように記載すればよいですか？

A 行為時の権利者の行為に起因して、公開者が公開をしたこと（行為時の権利者と公開者が一致していない場合には、一致していない事情）を事実在即して記載してください（以下の例参照）。

また、意匠の公開の原因となる行為（直接の公開行為、公開を依頼する行為など）をした者と行為時の権利者が一致していない場合（一部の者だけ一致している場合も含む）には、行為時の権利者全員の意思に基づいて意匠の公開の原因となる行為が行われたこと（※）を、事実在即して記載してください。

（※例えば、行為時の権利者全員の同意に基づいて依頼を受けた者が意匠の公開の原因となる行為をしたことや、行為時の権利者の代表者が意匠の公開の原因となる行為をしたことなど。）

※⑥については、②と④が完全に一致する場合は、記載を省略することができます。

【例1】 ②=④のケース

②（行為時の権利者）が自ら公開した場合

（②（行為時の権利者）と④（公開者）が一致している場合）

（[\[記載例 1-1\]](#) [\[記載例 1-3\]](#) [\[記載例 1-4\]](#) [\[記載例 2-1\]](#) [\[記載例 3-4\]](#) [\[記載例 4-1\]](#) [\[記載例 6\]](#)）

『行為時の権利者である甲が自ら、「・・・」について公開の事実に記載のとおり公開を行った。』

※なお、このケースについては⑥の記載を省略することができます。

【例2】 ②≠④のケース

②（行為時の権利者）が④（公開者）に依頼、又は、②（行為時の権利者）が④（公開者）から取材を受けて④（公開者）が公開した場合等

（[\[記載例 2-2\]](#) [\[記載例 3-2\]](#) [\[記載例 3-3\]](#) [\[記載例 3-5\]](#) [\[記載例 4-2\]](#) [\[記載例 5\]](#) [\[記載例 7-1\]](#) [\[記載例 7-2\]](#) [\[記載例 8\]](#)）

『甲（行為時の権利者）は乙（公開者）に対して、意匠の公開を行うことを依頼し、乙はその依頼に基づいて公開を行った。』又は『甲（行為時の権利者）は乙（公開者）から、意匠についての取材を受け、乙はその取材に基づいてその意匠の公開を行った。』

【例3】

②（行為時の権利者）の中から④（公開者）が代表者として公開した場合

（[\[記載例 1-2\]](#)）

『甲（行為時の権利者かつ公開者）は、行為時の権利者である甲、乙及び丙の三者を代表し

て公開を行った。』

【例 4】

④（公開者）の中に、単なる補助者や共著者であって、②（行為時の権利者）ではない者が含まれている場合（[\[記載例 3-1\]](#)）

『甲（公開者）は、その公開された意匠については意匠登録を受ける権利を有する者ではなく、単に共著者として公開者の中に名を連ねただけである。』

**Q2-v** 意匠法第 4 条第 2 項の規定により意匠の新規性喪失の例外の規定の適用を受けるためには、意匠の公開者は、意匠の創作者である必要がありますか？

A 意匠法第 4 条第 2 項の規定は、「意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して」いることを要件の一つとしていますので、創作者に限らず、創作者から「意匠登録を受ける権利」を承継した者であっても構いません。[\[Q2-t\]](#)の【例 2】、【例 4】が該当のケースです。

また、「意匠登録を受ける権利を有する者」の意向、指示等により他者が公開した場合も当該規定の適用を受けることができます。こちらは、[\[Q2-u\]](#)の【例 2】が該当します。

**Q2-w** 職務創作であって、創作者が従業員であり会社が出願人である場合も、意匠登録を受ける権利の承継の事実を記載する必要がありますか？

A 職務創作であっても、その旨を権利の承継の事実として記載してください。  
従業員（従業者等）と会社（使用者等）の間には、いわゆる予約承継（意匠法第 15 条第 3 項で準用する特許法第 35 条 2 項）の契約により、意匠登録を受ける権利が創作の直後に使用者に譲渡される場合があります。その場合の記載要領は、「7. 第 2 項の適用を受けるための証明する書面の記載例」の[\[記載例 4-1\]](#)の 2.⑤を参照ください。

### 3. 第三者からの証明を取得する場合の注意点

従前は、原則第三者による証明を求めていましたが、平成 29 年 3 月の意匠審査基準改訂により、出願人本人による証明であっても、証明事項について一定の証明力があると認めることとしました。しかし、拒絶理由や無効理由が生じる可能性を回避するために、可能な限り、出願人自らによる「証明する書面」に記載した事項が事実であることを裏付ける資料を提出しておくことが望ましいと考えられます。

以下では、客観性の高い証明の取得方法（第三者による証明）によって証明書を作成する場合によくある質問を記載しています。

**Q3-a** 意匠の公開事実についてより客観性の高い証明を行うためには、第三者による証明を加えるのが望ましいとのことですが、新聞に掲載した場合も第三者の証明を取得すべきですか？

A 新聞によって意匠を公開した場合で、証明すべき公開事実（新聞名、発行年月日、発行者名、公開意匠）が記載されている頁の原本や複写物を提出する場合は、公開事実に客観性が認められますので、第三者による証明は必要ありません。その他、雑誌等の逐次刊行物による場合も同様です。

**Q3-b** 展示会に出品することにより意匠の新規性を喪失しましたが、第三者による証明を取得する場合、誰に証明してもらうのが適切ですか？

A その展示会の主催者に証明してもらうのが適切です。それが困難な場合は、証明すべき事項（[\[Q2-g\]](#)）が掲載されたその展示会のパンフレット等を客観的証拠資料として添付することで、客観性を高めることができます（証明すべき事項のうち、展示会のパンフレット等に出品された意匠が掲載されていない場合は、その展示会場とその意匠が確認できるような状態の写真等で補って下さい）。

また、その展示会の記事が新聞や雑誌等に掲載され、その記事の中に公開した意匠の写真等が載るなどして公開の事実が特定できるのであれば、その原本又は写しを添付することで客観性が高まります。

**Q3-c** 販売により意匠の新規性を喪失しましたが、第三者による証明を取得する場合、誰に証明してもらうのが適切ですか？

A 購入者や店舗の責任者に証明してもらうのが適切です。それが不可能な場合は、例えば、店舗に商品を納品した業者の証明を受けることで、客観性を高めることができます。

また、新聞や雑誌等に販売記事が掲載され、販売日が特定できるのであれば、その原本又は写しを添付することで客観性が高まります。

**Q3-d** ウェブサイト上で意匠を公開して新規性を喪失しましたが、第三者による証明を取得する場合、誰に証明してもらうのが適切ですか？

A 意匠の公開事実について客観性を担保するためには、例えば掲載の依頼先であるプロバイダー運営会社に証明してもらうのが適切です。また、ウェブサイト作成を関連会社やウェブサイト制作会社等に依頼している場合は、それらの会社による証明を受けて下さい。

**Q3-e** ウェブサイト上で意匠を公開するにあたって、客観性の高い証明を取得するための注意点や準備等を教えて下さい。

A ウェブサイト上でインターネットを通じて意匠を公開する際は、公開された意匠に関する公開の事実の事後的な証明が難しいことも予想されますので、[\[Q2-g\]](#)「(4)ウェブサイトによる場合」に示す公開事実を証明するための印刷物（公開した日にプリントアウトしたもの）を用意し、その日のうちに公証役場においてその公開事実と公開日について確定日付を取得しておくことや、第三者機関が発行するタイムスタンプによる事前の対応策を取っておくことが有効です。

**Q3-f** 証明する書面に記載した事項が事実であることを裏付けるための資料（客観的資料）としてはどのようなものを提出すればよいですか？

A 証明する書面に記載した事項が事実であることを裏付けるための資料としては、例えば以下のようなものが挙げられます。

<公開態様ごとの補充資料の例>

- ・展示による公開：展示会・展覧会の開催案内やプログラム、出品物のカタログ・パンフレット、主催者による証明書
- ・販売による公開：商品のチラシ、購入者や店舗の責任者による証明書
- ・集会での発表：開催案内や発表プログラム冊子のコピー、主催者による証明書
- ・記者会見による公開：プレスリリースのコピー
- ・テレビ放送による公開：新聞等のテレビ欄のコピー、番組案内が掲載された放送局のウェブサイトのプリントアウト、放送局による証明書
- ・試験の実施：立会人等による証明書

**Q3-g** 出願人自身の記名だけによる証明する書面を提出しましたが、後から第三者の記名による証明の書類を補充することはできますか？

A できます。その場合は、「上申書」により提出して下さい。

拒絶理由通知に応答する際に補充する場合は、「意見書」に添えて提出して下さい。

なお、提出にあたっては、証明書が含まれますので、書面での手続となります。

Q3-h 従業員、代理人、あるいは子会社の代表者は、第三者として認められますか？

A 従業員と代理人については認められません。他方、子会社については、法人として別組織であれば、認められます。その場合、代表者が同一人であったとしても、認められます。

Q3-i 第三者による証明書を作成する場合であっても、[Q1-g]の「証明する書面」の書式どおりに作成すべきでしょうか？

書式どおりに記載すると、出願人しか知り得ない「2. 意匠登録を受ける権利の承継等の事実」について第三者に証明を受けることになり、不自然ではないでしょうか。

A 原則として、証明する書面の書式に沿って作成してください。ただし、証明書の体裁については、例えば、証明書の前半部分「1. 公開の事実」については第三者による証明を得て、後半部分「2. 意匠登録を受ける権利の承継等の事実」については出願人のみが証明することでも問題ありません。（この場合、例えば、1. 記載の下部に第三者による記名がされ、さらに、2. 記載の下部に出願人による記名がされた体裁とします。証明書は2枚以上になっても構いません。）

#### 4. 公開された意匠が複数存在する場合

権利者が複数の異なる雑誌に意匠を掲載した場合など、権利者の行為に起因して同一の意匠が複数回公開された場合において第2項の規定の適用を受けようとするときは、原則、それぞれの公開された意匠について「証明する書面」に記載されている必要があります。

しかし、例えば、権利者の行為に起因して公開された意匠同士が、以下の例示にあるように、先の公開に基づく関係にあるときには、先に公開された意匠について「証明する書面」の提出を行っていれば、その意匠の公開以降に公開された意匠については、「証明する書面」の提出を省略することができます。

- ・ 権利者が同一の取引先へ同一の商品を複数回納品した場合における、初回の納品によって公開された意匠と、2回目以降の納品によって公開された意匠
- ・ テレビ等での放送によって公開された意匠と、その放送の再放送によって公開された意匠
- ・ 権利者が商品を販売したことによって公開された意匠と、その商品を購入した第三者がウェブサイトにもその商品を掲載したことによって公開された意匠
- ・ 権利者が記者会見したことによって公開された意匠と、その記者会見内容が新聞に掲載されたことによって公開された意匠
- ・ 学会発表によって公開された意匠と、その後の、学会発表内容の概略を記載した講演要旨集の発行によって公開された意匠

その他、具体的な事例について、次ページ以降の Q&A も参照してください。

なお、意匠登録出願に係る意匠の新規性や創作性の欠如を指摘する拒絶理由が通知された場合において、その根拠となる引用意匠が、手続を行った意匠の公開以降に公開された意匠であって、先の公開に基づいて公開された意匠であると考えられる場合には、その旨を意見書で主張・立証してください。

Q4-a 私が創作した意匠を複数回にわたって販売し公開しましたが、それぞれについて証明する必要がありますか？

A 原則、全ての公開された意匠についてそれぞれ証明する必要があります。ただし、意匠登録を受ける権利を有する者が、先の公開に基づいて同一の意匠を複数回にわたって公開した場合には、新規性を喪失した最先の公開事実について証明すれば足ります。

Q4-b 展示会に出品した意匠が、その展示会を紹介する新聞記事に掲載されました。展示会での公開の事実は証明する予定ですが、新聞記事掲載についても証明が必要ですか？

A 展示会に出品した意匠の公開事実を紹介する第三者による公開については、展示会での公開に基づくことが明らかであるため、当該公開の事実の証明は必要ありません。(新聞や雑誌、テレビ等による二次的公開についても同様です。)

Q4-c SNSへの投稿により意匠を公開したところ、この投稿が他者に再び投稿(いわゆる、リツイート等)がされました。この場合、他者による投稿についても「証明する書面」の提出は必要でしょうか？

A 必要ではありません。

他者による投稿は、公開意匠に基づく第三者による二次的な公開であることが明らかであるため、自身の投稿によって公開された創作について第2項の規定の適用を受けるための手続を行っていれば、他者の投稿によって公開された意匠については「証明する書面」の提出を省略することができます。

Q4-d 同一の意匠の製品を、取引先Xに販売し、その後、別の取引先Y及び取引先Zにも販売し、意匠の新規性を喪失しましたが、それぞれの販売先ごとに公開事実を証明する必要がありますか？

A 原則、それぞれの公開された意匠について証明するのが最も確実です。

仮に最先の公開のみを証明する手続を行った場合、2回目以降の公開が1回目の公開に基づくものかどうか明らかと言えないことがあります。したがって、審査時に2回目以降の公開意匠については例外適用の対象とならず、審査官が2回目以降の公開意匠を元に拒絶理由通知を発する可能性があります。

また、審判や裁判でも、2回目以降の公開事実が拒絶理由や無効理由になると判断された事例があるため、原則として、それぞれの販売先での公開事実ごとに証明をしておくことが最も確実な手続となります。

(参考判決)

原則、出願前の個々の公開についてそれぞれ証明が必要である旨を判示した裁判例  
東京高裁昭和64年(行ケ)第2号「観光バス」 判決日平成元年6月24日(『審決取消訴

訟判決集 (9)』平成 2 年 3 月 28 日特許庁発行、第 350-355 頁)

大阪地裁平成 28 年 (ワ) 第 298 号「ドラム式洗濯機用使い捨てフィルタ」 判決日平成 29 年 4 月 20 日

**Q4-e** 自社のウェブサイトにて新商品 X を掲載し公開した後に、同一商品 X をインターネット上の販売サイト A で販売し、さらに後日、同一商品 X を異なる販売サイト B で販売しました。この場合、自社ウェブサイトでの公開（最先の公開事実）のみを証明すれば良いのでしょうか？

A Q4-d と同様に、原則、それぞれの公開された意匠について証明することが最も確実です。

**Q4-f** 複数の店舗に商品を納品する場合、証明する書面には全ての店舗を記載することが必要ですか？

A 原則、それぞれの公開された意匠について証明するのが最も確実です。

なお、店舗が多数存在し、その全てを証明する書面に記載できない場合、証明する書面には別紙参照の旨を記載し、店舗の一覧表などを添付することも可能です。

**Q4-g** 意匠の内容が記載されたパンフレットを客先に配布しました。この場合、「証明する書面」にはパンフレットの配布先全てを記載する必要があるのでしょうか？

A 必要ではありません。

パンフレットは一般に刊行物に該当します。そのため、刊行物等への発表により公開された場合の記載要領に沿って「証明する書面」を作成してください。

**Q4-h** 取引先に新商品の発表を知らせるため、該当の意匠が掲載された写真を添付したメールを同日に 100 通以上取引先に送信しました。この場合、送信先いずれか 1 社への公開のみを証明すればよいのでしょうか？

A 原則、それぞれの公開された意匠について証明するのが最も確実です。

この場合、例えば、送信相手先の企業をリスト化し、別添として証明する書面を作成することも可能です。（[\[Q2-g\]](#) (6)メール送信による場合参照）

**Q4-i** 我が社はメーカーですが、製品の販売時には商社 A（問屋、流通業者、販売代理店等）を通じて全国の小売店で販売しています。この場合、商社 A に対する公開の事実のみを証明すればよいのでしょうか。小売店での全ての販売行為を証明する必要があるのでしょうか。

A 原則、それぞれの公開された意匠について証明するのが最も確実です。

どの小売店で販売したのか明らかに記載したくない等の事情がある場合、拒絶理由が通知される可能性はありますが、後日の立証を行いやすくするため、公開先を「商社 A 及び全契約

販売店」のように記載する方法もあり得ます。

**Q4-j** 我が社は家電メーカーですが、大手家電量販店 A に製品を出荷しました。大手家電量販店 A は全国に 200 店舗以上あります。この場合、全店舗で販売されたことを、全ての店舗についてそれぞれ証明する必要があるでしょうか。

**A** 原則、それぞれの公開された意匠について証明するのが最も確実です。ただし、公開場所の記載方法については、すべての店舗名を列記する必要ではなく、例えば、「20XX 年 X 月 X 日時点の大手家電量販店 A 全店舗において販売」のように記載することができます。

**Q4-k** 意匠を新聞等で発表する場合、記事の掲載日以前に、記者クラブ等で掲載依頼をする場合が多く、そのような場合、掲載依頼を行った時点で新規性が喪失したと解釈されるのでしょうか？

**A** 記者クラブ等での掲載依頼という行為によって、不特定の者に秘密でないものとしてその意匠が知られた場合には、その時点で、その意匠は新規性を喪失したことになります。一方、その意匠を開示した相手が特定の者に限定されており、対外秘の扱いになっている場合には、その時点ではまだその意匠は新規性を喪失していないことになりますので、新聞等に掲載された事実を証明すれば足ります。

## 5. 通常の意匠登録出願以外の出願について

**Q5-a** パリ条約による優先権の主張を伴う出願で、第一国出願前に公開した場合、当該規定の適用を受けられますか？

A 意匠を公開した日から1年以内に日本国（第二国）に出願した場合は、適用を受けられます。

**Q5-b** 日本を指定した国際意匠登録出願の場合、当該規定の適用を受けられますか？また、どのような手続が必要ですか？

A 受けられます。

新規性喪失の例外の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面（①）と、適用を受けることができる意匠であることを証明する書面（②）を提出する必要があります。[意匠法第4条第2項、意匠法第4条第3項]

ハーグ協定のジュネーブ改正協定による、日本を指定締約国とする国際意匠登録出願の場合、（1）国際出願時に提出する方法と、（2）指定国官庁としての日本国特許庁に提出する方法の2つの手段があります。以下に示す方法に従って、①及び②の書面を提出してください。

### （1）国際出願時に提出する方法

#### ①の提出方法

国際出願の際、願書様式（DM/1）の15欄（eHagueの場合、“Declaration Concerning Exception to Lack of Novelty”）では、「Japan」を選択してください。

#### ②の提出方法

国際出願の際、Annex IIに添付して新規性喪失の例外の適用を受けることができる意匠であることを証明する書面を提出してください。（※2021年10月1日以降の国際出願が対象 [令和3年意匠法改正施行後の意匠法第60条の7第2項]）

なお、出願時には①のみ提出し、「（2）②の提出方法」に従い日本国特許庁に提出することも可能です。

### （2）指定国官庁としての日本国特許庁に提出する方法

#### ①の提出方法

国際公表の日から30日以内に「新規性喪失の例外適用申請書」を日本国特許庁へ提出してください。[意匠法第60条の7第1項、意匠法施行規則第1条の2及び第1条の3]

#### ②の提出方法

国際公表の日から30日以内に「新規性の喪失の例外証明書提出書」に証明する書面を添付して、日本国特許庁へ提出してください。[意匠法第60条の7第1項、意匠法施行規則第1条及び同施行規則第1条の2]

参考 URL : 特許庁 HP ハーグ協定のジュネーブ改正協定に関する Q&A

[https://www.jpo.go.jp/system/design/hague/faq/hague\\_geneva\\_qanda.html](https://www.jpo.go.jp/system/design/hague/faq/hague_geneva_qanda.html)

**Q5-c** 日本を指定した国際意匠登録出願と同時にWIPOに新規性喪失の例外証明書を添付して提出しても、(証明書に誤記や不足があることに気づいた場合) 国際公表された日から30日以内に「新規性の喪失の例外証明書提出書」に証明書を添付して再度提出することは可能ですか?

A 可能です。

**Q5-d** 意匠登録出願の分割による新たな意匠登録出願について、意匠の新規性喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合、あらためて手続を行う必要がありますか?

A あらためて手続を行う必要はありません。分割により新たな意匠登録出願をする場合には、もとの意匠登録出願について提出された当該規定の適用を受けようとするために必要な書面は、意匠法第10条の2第3項の規定により、新たな意匠登録出願をすると同時に提出されたものとみなされます。

**Q5-e** 出願の変更による新たな意匠登録出願について、意匠の新規性喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合、あらためて手続を行う必要がありますか?

A あらためて手続を行う必要はありません。出願の変更による新たな意匠登録出願をする場合には、もとの特許出願又は実用新案登録出願について提出された当該規定の適用を受けようとするために必要な書面は、意匠法第13条第6項で準用する同法第10条の2第3項の規定により、新たな意匠登録出願をすると同時に提出されたものとみなされます。

**Q5-f** 補正の却下の決定があった補正後の意匠についての新たな意匠登録出願について、意匠の新規性喪失の例外の規定の適用を受けることができますか?

A 補正の却下の決定があった補正後の意匠について新たな意匠登録出願(意匠法第17条の3第1項)をするときは、新規性喪失の例外の規定の適用を受けることができません。

なお、意匠の公知日から1年以内であれば、意匠法第17条の3第1項に基づく補正後の意匠についての新出願ではなく、通常の新たな意匠登録出願を行うことにより、意匠の新規性喪失の例外の規定の適用を受けようとする出願を行うことは可能です。

## 6.意匠が意に反して公開された場合（第1項）

権利者の意に反して意匠が公開された場合には、意匠の公開日から1年以内に意匠登録出願を行ってれば、第1項の規定の適用を受けることができます（第1項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面の提出や、「証明する書面」の提出の必要はありません。）。

意に反して公開されたことは、出願後にいつでも上申書等で主張することができます。また、例えば、審査官からの拒絶理由通知への応答時に証拠を提出して意見書で主張することができます。

**Q6-a** 意に反して公開されたという事情を出願前に知っています。第1項の適用を受けるためには、意匠法第4条適用について何ら手続をすることなく出願しても問題ないでしょうか？

A 意に反して新規性を喪失した日から1年以内に意匠登録出願が行われていれば問題ありません。この場合、意匠登録出願の際に、新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする旨を記載した書面及び意匠登録出願から30日以内の「証明する書面」の提出は必要ありません。出願以後、意に反して公開された旨を上申書等で説明してください。審査官からの拒絶理由通知への応答として意見書で主張することも可能です。

**Q6-b** 意に反して公開されたといえる具体例には何がありますか？

A 意匠登録を受ける権利を有する者（権利者）と公開者との間に秘密保持に関する契約があったにもかかわらず公開者が公開した場合、公開者の脅迫又はスパイ行為等によって公開された場合、ある日時までは公開しない旨約束していたにもかかわらず、その日時前に公開された場合等が挙げられます。

なお、複数人の権利者のうちの一人が独断で意匠を公開した場合に、「意に反して」とは認められなかったケースがあります（東京地判平 17.3.10（平 16（ワ） 11289））。

**Q6-c** 「意に反して」公開された意匠である旨を意見書や上申書等を通じて説明しようと考えています。何を記載したらよいでしょうか？

A （1）意匠が公開された日から1年以内に意匠登録出願をしたこと、及び、（2）意匠登録を受ける権利を有する者（権利者）の意に反して意匠が公開されたことについて証明してください。

（2）の証明については、例えば、権利者と公開者との間に秘密保持に関する契約があったにもかかわらず公開者が公開したという場合には、契約書のコピーを提出するなどして、権利者と公開者との間にその意匠を秘密にするという契約があったことを証明することが考えられます。

## 7. 第2項の適用を受けるための「証明する書面」の記載例

**Q7-a** 「証明する書面」の記載内容が、この Q&A 集の内容に沿っているか事前に確認してもらうことは可能でしょうか？

A 意匠の新規性喪失の例外規定の適用要件を満たすか否かの判断は、審査官による実体審査において、提出された証明書の記載内容等を踏まえて総合的に行われます。「証明する書面」の記載内容が本 Q&A 集の内容に沿っているかどうかといった、実体審査での判断と同等の照会を事前にお受けすることはできません。

**Q7-b** 公開態様がこの Q&A 集のいずれの記載例にも該当しない場合、「証明する書面」はどのように作成すればよいでしょうか？

A 各記載例は例示にすぎません。「証明する書面」については、「公開の事実」欄と「意匠登録を受ける権利の承継等の事実」欄を事実即して記載すれば問題ありませんので、最も適した記載例を適宜変更して作成してください（[\[Q2-t\]](#)及び[\[Q2-u\]](#)参照）。

**Q7-c** 意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者（行為時の権利者）と公開者との関係等について、Q&A 集の [\[Q2-u\]](#) の記載例のように記載できないのですが、これらのように記載しなければ意匠の新規性喪失の例外規定の適用は認められないのでしょうか？

A 各記載例は例示にすぎません。意匠登録を受ける権利の承継の事実について、事実即して記載すれば問題ありません。

## 記載例一覧

### ① 2.3(1) 展示会の場合

2. ①～③の記載が異なる各種ケースを例示しています。

証明する書面の記載例 1-1 創作者が展示し、出願まで行ったケース

証明する書面の記載例 1-2 創作者から他者に譲渡され、その後、展示・出願したケース

証明する書面の記載例 1-3 創作者が展示し、その後他者に譲渡され、出願したケース

証明する書面の記載例 1-4 創作者が譲渡し、その者が展示し、さらに別の者に譲渡し、出願したケース

### ② 2.3(2) 販売の場合

公開者が出願人本人である場合と、公開者が他人である場合を例示しています。

証明する書面の記載例 2-1 家具メーカーが、自ら百貨店で販売したケース

証明する書面の記載例 2-2 家具メーカーが、百貨店に依頼して販売したケース

### ③ 2.3(3) 逐次刊行物、書籍等に記載した場合

それぞれの刊行物等の種別ごとに例示しています。カタログ掲載による公開については、出願人本人がカタログ発行者である場合と、他人（販売会社）がカタログ発行者である場合を例示しています（3-4 と 3-5）。

証明する書面の記載例 3-1（書籍）

証明する書面の記載例 3-2（雑誌）

証明する書面の記載例 3-3（新聞）

証明する書面の記載例 3-4（カタログ 1）

証明する書面の記載例 3-5（カタログ 2）

### ④ 2.3(4) ウェブサイトに記載した場合

出願人本人がウェブサイトで公開した場合と、他人（展示会主催者）がウェブサイトで公開した場合を例示しています（4-1 と 4-2）。

また、予約承継の場合の 2. ⑤の記載例があります（4-1）。

証明する書面の記載例 4-1

証明する書面の記載例 4-2

### ⑤ 2.3(5) 映像による場合

証明する書面の記載例 5

### ⑥ 2.3(6) メール送信による場合

証明する書面の記載例 6

⑦ 2.3(7)施工による場合

建築物の意匠の竣工によって公開された場合と施工途中で意匠が公開された場合を例示しています（7-1 と 7-2）。

証明する書面の記載例 7-1

証明する書面の記載例 7-2

⑧ 2.3(8)コンペ等による場合

証明する書面の記載例 8

証明する書面の記載例 1-1  
(創作者が展示し、出願まで行ったケース)

意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

1. 公開の事実

- ①開催日 ○○○○年○月○日  
②展示会名、開催場所 第5回国際アクセサリー・雑貨フェア  
日本デザイン展示場（東京都○○区・・・）  
③公開者 意匠 太郎（東京都○○区・・・）  
④公開された意匠の内容 意匠太郎が、第5回国際アクセサリー・雑貨フェアにて、  
意匠太郎が創作したネックレスの意匠を公開した。

(意匠の写真等を添付する)

2. 意匠登録を受ける権利の承継等の事実

① = ② = ③ のケース

- ①公開意匠の創作者 意匠 太郎  
②意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者（行為時の権利者）  
意匠 太郎  
③意匠登録出願人（願書に記載された者） 意匠 太郎  
④公開者 意匠 太郎

⑤については、①から③までが完全に一致しているので記載を省略することができます。

⑤意匠登録を受ける権利の承継について

公開の事実に記載の公開行為により公開された意匠は、意匠太郎によって創作されたものであり、その後公開時の○○○○年○月○日を経て、意匠登録出願時の○○○○年○月○日に至るまで、意匠登録を受ける権利は意匠太郎が保有していた。

⑥行為時の権利者と公開者との関係等について（行為時の権利者の行為に起因して、公開者が公開したこと等を記載）

行為時の権利者である意匠太郎が、公開の事実に記載のとおり公開を行った。

⑥については、②と④が完全に一致しているので記載を省略することができます。

上記記載事項が事実と相違ないことを証明します。

○○○○年○月○日  
意匠 太郎

※証明書の押印又は署名（サイン）は不要です。

証明する書面の記載例 1-2  
(創作者から他者に譲渡され、その後、展示・出願したケース)

意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

1. 公開の事実

- ①開催日 ○○○○年○月○日  
②展示会名、開催場所 第5回国際アクセサリー・雑貨フェア  
日本デザイン展示場（東京都○○区・・・）  
③公開者 意匠ジュエリー株式会社  
④公開された意匠の内容 意匠ジュエリー株式会社が、第5回国際アクセサリー・雑貨フェアにて、意匠太郎が創作したブレスレットの意匠を展示した。

（意匠の写真等を添付する）

2. 意匠登録を受ける権利の承継等の事実

① ≠ ② = ③ のケース

- ①公開意匠の創作者  
意匠 太郎（東京都○○区・・・）  
②意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者（行為時の権利者）  
意匠ジュエリー株式会社（東京都○○区・・・）  
株式会社クラフト工房（神奈川県○○区・・・）  
③意匠登録出願人（願書に記載された者）  
意匠ジュエリー株式会社  
株式会社クラフト工房  
④公開者  
意匠ジュエリー株式会社

⑤意匠登録を受ける権利の承継について

公開の事実に記載の公開行為により公開された意匠は、意匠太郎によって創作されたものであり、創作の後（○○○○年○月○日）にその意匠の意匠登録を受ける権利が意匠ジュエリー株式会社及び株式会社クラフト工房に譲渡され、その後、○○○○年○月○日に意匠ジュエリー株式会社及び株式会社クラフト工房が意匠登録出願を行った。

⑥行為時の権利者と公開者との関係等について（行為時の権利者の行為に起因して、公開者が公開したこと等を記載）

行為時の権利者である意匠ジュエリー株式会社及び株式会社クラフト工房を代表して、意匠ジュエリー株式会社が、公開の事実に記載のとおり公開を行った。

上記記載事項が事実に相違ないことを証明します。

出願人全員の記名をした例。  
一の出願人、または一部の出願人の記名でも差し支えありません。

○○○○年○月○日  
意匠ジュエリー株式会社 代表取締役社長 意匠 一郎  
株式会社クラフト工房 代表取締役社長 工芸 一郎

※証明書の押印又は署名（サイン）は不要です。

証明する書面の記載例 1-3  
(創作者が展示し、その後他者に譲渡され、出願したケース)

意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

1. 公開の事実

- ①開催日 ○○○○年○月○日
- ②展示会名、開催場所 第5回国際アクセサリー・雑貨フェア  
日本デザイン展示場（東京都○○区・・・）
- ③公開者 意匠 太郎（東京都○○区・・・）
- ④公開された意匠の内容 意匠太郎が、第5回国際アクセサリー・雑貨フェアにて、  
意匠太郎が創作したブレスレットの意匠を展示した。

（意匠の写真等を添付する）

2. 意匠登録を受ける権利の承継等の事実

① = ② ≠ ③ のケース

- ①公開意匠の創作者 意匠 太郎（東京都○○区・・・）
- ②意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者（行為時の権利者）  
意匠 太郎
- ③意匠登録出願人（願書に記載された者）  
意匠ジュエリー株式会社（東京都○○区・・・）
- ④公開者  
意匠 太郎

⑤意匠登録を受ける権利の承継について

公開の事実に記載の公開行為により公開された意匠は、意匠太郎によって創作されたものであり、公開時の○○○○年○月○日において、意匠太郎はその意匠についての意匠登録を受ける権利を保有していた。

○○○○年○月○日にその意匠に係る意匠登録を受ける権利は意匠ジュエリー株式会社に譲渡され、その後、○○○○年○月○日に意匠ジュエリー株式会社が意匠登録出願を行った。

⑥行為時の権利者と公開者との関係等について（行為時の権利者の行為に起因して、公開者が公開したこと等を記載）

行為時の権利者である意匠太郎が、公開の事実に記載のとおり公開を行った。

上記記載事項が事実と相違ないことを証明します。

⑥については、②と④が完全に一致しているため記載を省略することができます。

○○○○年○月○日

意匠ジュエリー株式会社 代表取締役社長 意匠 一郎

※証明書の押印又は署名（サイン）は不要です。

証明する書面の記載例 1-4  
(創作者が譲渡し、その者が展示し、さらに別の者に譲渡し、出願したケース)

意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

1. 公開の事実

- ①開催日 ○○○○年○月○日  
②展示会名、開催場所 第5回国際アクセサリー・雑貨フェア  
日本デザイン展示場（東京都○○区・・・）  
③公開者 株式会社意匠工芸  
④公開された意匠の内容 株式会社意匠工芸が、第5回国際アクセサリー・雑貨フェアにて、意匠太郎が創作したブレスレットを展示した。

(意匠の写真等を添付する)

2. 意匠登録を受ける権利の承継等の事実

① ≠ ② ≠ ③ のケース

- ①公開意匠の創作者 意匠 太郎（東京都○○区・・・）  
②意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者（行為時の権利者）  
株式会社意匠工芸（神奈川県○○市・・・）  
③意匠登録出願人（願書に記載された者）  
意匠ジュエリー株式会社（東京都○○区・・・）  
④公開者 株式会社意匠工芸

⑤意匠登録を受ける権利の承継について

公開の事実に記載の公開行為により公開された意匠は、意匠太郎によって創作されたものであり、○○○○年○月○日にその意匠に係る意匠登録を受ける権利は株式会社意匠工芸に譲渡され、公開時の○○○○年○月○日に株式会社意匠工芸はその意匠についての意匠登録を受ける権利を保有していた。

○○○○年○月○日にその意匠に係る意匠登録を受ける権利は株式会社意匠工芸から意匠ジュエリー株式会社に譲渡され、その後、○○○○年○月○日に意匠ジュエリー株式会社が意匠登録出願を行った。

⑥行為時の権利者と公開者との関係等について（行為時の権利者の行為に起因して、公開者が公開したこと等を記載）

行為時の権利者である株式会社意匠工芸が、公開の事実に記載のとおり公開を行った。

上記記載事項が事実に相違ないことを証明します。

⑥については、②と④が完全に一致しているため記載を省略することができます。

○○○○年○月○日

意匠ジュエリー株式会社 代表取締役社長 意匠 一郎

※証明書の押印又は署名（サイン）は不要です。

証明する書面の記載例 2-1  
(家具メーカーが、自ら百貨店で販売したケース)

意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

1. 公開の事実

- ①販売日 ○○○○年○月○日  
②販売場所 意匠百貨店本店7階（東京都○○区・・・）  
③公開者 意匠家具株式会社  
④販売された意匠の内容 意匠家具株式会社が、意匠百貨店本店7階にて、意匠花子が創作した椅子の意匠を販売した。

(意匠の写真等を添付する)

2. 意匠登録を受ける権利の承継等の事実

② = ④ のケース

- ①公開意匠の創作者 意匠 花子（神奈川県○○市・・・）  
②意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者（行為時の権利者）  
意匠家具株式会社（東京都○○区・・・）  
③意匠登録出願人（願書に記載された者）  
意匠家具株式会社  
④公開者 意匠家具株式会社

⑤意匠登録を受ける権利の承継について

公開の事実に記載の公開行為により公開された意匠は、意匠花子によって創作されたものであり、その意匠の意匠登録を受ける権利は、○○○○年○月○日に意匠花子から意匠家具株式会社に譲渡された。意匠家具株式会社は、意匠百貨店での催事の開催時（公開時）において意匠登録を受ける権利を保有していた。その後、○○○○年○月○日に意匠家具株式会社が意匠登録出願を行った。

⑥行為時の権利者と公開者との関係等について（行為時の権利者の行為に起因して、公開者が公開したこと等を記載）

意匠家具株式会社は、意匠花子が創作しその後意匠花子から意匠登録を受ける権利を譲り受けた椅子について、意匠百貨店の7階催事において、その椅子について、公開の事実に記載のとおり公開を行った。

上記記載事項が事実と相違ないことを証明します。

⑥については、②と④が完全に一致しているので記載を省略することができます。

○○○○年○月○日  
意匠家具株式会社 代表取締役社長 意匠 次郎

※証明書の押印又は署名（サイン）は不要です。

証明する書面の記載例 2-2  
(家具メーカーが、百貨店に依頼して販売したケース)

意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

1. 公開の事実

- ①販売日 ○○○○年○月○日
- ②販売場所 意匠百貨店本店7階（東京都○○区・・・）
- ③公開者 意匠百貨店株式会社
- ④販売された意匠の内容 意匠百貨店の販売担当が、意匠百貨店本店7階にて、意匠花子が創作した椅子の意匠を販売した。

（意匠の写真等を添付する）

2. 意匠登録を受ける権利の承継等の事実

- ①公開意匠の創作者 意匠 花子（神奈川県○○市・・・）
- ②意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者（行為時の権利者）  
意匠家具株式会社（東京都○○区・・・）
- ③意匠登録出願人（願書に記載された者）  
意匠家具株式会社
- ④公開者 意匠百貨店株式会社（東京都○○区・・・）

⑤意匠登録を受ける権利の承継について

公開の事実に記載の公開行為により公開された意匠は、意匠花子によって創作されたものであり、その意匠の意匠登録を受ける権利は、○○○○年○月○日に意匠花子から意匠家具株式会社に譲渡された。意匠家具株式会社は、意匠百貨店にその意匠の販売を依頼した○○○○年○月○日（意匠の公開の原因となる行為時）において、意匠登録を受ける権利を保有していた。その後、○○○○年○月○日に意匠家具株式会社が意匠登録出願を行った。

⑥行為時の権利者と公開者との関係等について（行為時の権利者の行為に起因して、公開者が公開したこと等を記載）

意匠家具株式会社は、意匠花子が創作しその後意匠花子から意匠登録を受ける権利を譲り受けた椅子について、意匠百貨店株式会社に対して販売を依頼し、意匠百貨店本店の販売担当が、意匠百貨店本店の7階にてその椅子について、公開の事実に記載のとおり公開を行った。

上記記載事項が事実と相違ないことを証明します。

② ≠ ④ のケース  
（⑥の記載の省略は不可）

○○○○年○月○日  
意匠家具株式会社 代表取締役社長 意匠 次郎

※証明書の押印又は署名（サイン）は不要です。

意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

1. 公開の事実

- ①発行日 ○○○○年○月○日  
②刊行物 株式会社クラフトブックス  
「はじめてのビーズアクセサリー」  
工芸 華子、手芸 友子著、第○頁  
③公開者 工芸 華子、手芸 友子  
④公開された意匠の内容 工芸華子と手芸友子が、「はじめてのビーズアクセサリー」  
第○頁に、工芸華子が創作したイヤリングの意匠を掲載し  
た。

（意匠の掲載頁や奥付等の原本又は写しを添付する）

2. 意匠登録を受ける権利の承継等の事実

- ①公開意匠の創作者 工芸 華子（東京都○○区・・・）  
②意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者（行為時の権利者）  
工芸 華子  
③意匠登録出願人（願書に記載された者）  
工芸 華子  
④公開者  
工芸 華子  
手芸 友子（東京都○○区・・・）

⑤については、①から③までが完全  
に一致しているので記載を省略  
することができます。

⑤意匠登録を受ける権利の承継について

公開の事実に記載の公開行為により公開された意匠は、工芸華子によって創作されたものであり、その後公開時の○○○○年○月○日を経て、意匠登録出願時の○○○○年○月○日に至るまで、意匠登録を受ける権利は工芸華子が保有していた。

⑥行為時の権利者と公開者との関係等について（行為時の権利者の行為に起因して、公開者が公開したこと等を記載）

行為時の権利者である工芸華子自ら、公開の事実に記載のとおり公開を行った。

また、手芸友子は、その公開された意匠について意匠登録を受ける権利を有する者ではなく、単に共著者の立場で公開者の中に名を連ねただけである。

上記記載事項が事実と相違ないことを証明します。

○○○○年○月○日  
工芸 華子

※証明書の押印又は署名（サイン）は不要です。

意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

1. 公開の事実

- ①発行日 ○○○○年○月○日  
②刊行物 株式会社意匠出版 月刊デザインマガジン  
○○○○年○月号（第○巻、第○号）、第○頁  
③公開者 株式会社意匠出版  
④公開された意匠の内容 株式会社意匠出版が、月刊デザインマガジン○○○○年○月号（第○巻、第○号）第○頁に、図案一郎が創作した包装用容器の意匠を掲載した。

（意匠の掲載頁や奥付等の原本又は写しを添付する）

2. 意匠登録を受ける権利の承継等の事実

- ①公開意匠の創作者 図案 一郎（神奈川県○○市・・・）  
②意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者（行為時の権利者）  
図案 一郎  
③意匠登録出願人（願書に記載された者）  
図案 一郎  
④公開者  
株式会社意匠出版（東京都○○区・・・）

⑤については、①から③までが完全に一致しているので記載を省略することができます。

⑤意匠登録を受ける権利の承継について

公開の事実に記載の公開行為により公開された意匠は、図案一郎によって創作されたものであり、その後公開時の○○○○年○月○日を経て、意匠登録出願時の○○○○年○月○日に至るまで、意匠登録を受ける権利は図案一郎が保有していた。

⑥行為時の権利者と公開者との関係等について（行為時の権利者の行為に起因して、公開者が公開したこと等を記載）

取材当時、意匠登録を受ける権利を有する者であった図案一郎が、本願意匠のデザイン開発について月刊デザインマガジンから非公開で取材を受け、その後、株式会社意匠出版が、その取材内容について、公開の事実に記載のとおり公開を行った。

上記記載事項が事実と相違ないことを証明します。

※取材に基づく記事ではなく、行為時の権利者が情報提供を行って製品紹介記事が作成された場合等では、例えば、以下のように記載することができます。

「○○○○年○月○日当時、意匠登録を受ける権利を有する者であった図案一郎が、本願意匠について月刊デザインマガジンに資料提供を行い、株式会社意匠出版は提供された資料に基づき、公開の事実に記載のとおり公開を行った。」

○○○○年○月○日  
図案 一郎

※証明書の押印又は署名（サイン）は不要です。

意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

1. 公開の事実

- ①発行日 ○○○○年○月○日  
②刊行物 日本意匠新聞 ○○○○年○月○日付朝刊、第15面  
③公開者 日本意匠新聞社  
④公開された意匠の内容 日本意匠新聞社が、日本意匠新聞の○○○○年○月○日付朝刊第15面に、部分一郎が創作したヘッドホンの意匠を掲載した。

(意匠の掲載頁の原本又は写しを添付する)

2. 意匠登録を受ける権利の承継等の事実

- ①公開意匠の創作者 部分 一郎（神奈川県○○市・・・）  
②意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者（行為時の権利者）  
部分 一郎  
③意匠登録出願人（願書に記載された者）  
部分 一郎  
④公開者 日本意匠新聞社（東京都○○区・・・）

⑤については、①から③までが完全に一致しているので記載を省略することができます。

⑤意匠登録を受ける権利の承継について

公開の事実に記載の公開行為により公開された意匠は、部分一郎によって創作されたものであり、その後公開時の○○○○年○月○日を経て、意匠登録出願時の○○○○年○月○日に至るまで、意匠登録を受ける権利は部分一郎が保有していた。

⑥行為時の権利者と公開者との関係等について（行為時の権利者の行為に起因して、公開者が公開したこと等を記載）

取材当時、意匠登録を受ける権利を有する者であった部分一郎が、本願意匠のデザイン開発について日本意匠新聞社から非公開で取材を受け、その後、日本意匠新聞社が、その取材内容について、公開の事実に記載のとおり公開を行った。

上記記載事項が事実と相違ないことを証明します。

○○○○年○月○日  
部分 一郎

※証明書の押印又は署名（サイン）は不要です。

意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

1. 公開の事実

- ①発行日 ○○○○年○月○日  
②刊行物 意匠電機株式会社  
○○○○年○月新製品カタログ、第○頁  
③公開者 意匠電機株式会社  
④公開された意匠の内容 意匠電機株式会社が、上記カタログに、関連次郎が創作した扇風機の意匠を掲載した。

（意匠の掲載頁や奥付等の原本又は写しを添付する）

2. 意匠登録を受ける権利の承継等の事実

② = ④ のケース

- ①公開意匠の創作者 関連 次郎（千葉県○○市・・・）  
②意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者（行為時の権利者）  
意匠電機株式会社（東京都○○市・・・）  
③意匠登録出願人（願書に記載された者）  
意匠電機株式会社  
④公開者 意匠電機株式会社 ← カタログの公開を出願人本人が行った場合  
⑤意匠登録を受ける権利の承継について

公開の事実に記載の公開行為により公開された意匠は、関連次郎によって創作されたものであり、創作の直後（○○○○年○月○日）にその意匠の意匠登録を受ける権利が意匠電機株式会社に譲渡され、その後、○○○○年○月○日に意匠電機株式会社が意匠登録出願を行った。

⑥行為時の権利者と公開者との関係等について（行為時の権利者の行為に起因して、公開者が公開したこと等を記載）

行為時の権利者である意匠電機株式会社自ら、扇風機の意匠について、公開の事実に記載のとおり公開を行った。

上記記載事項が事実と相違ないことを証明します。

⑥については、②と④が完全に一致しているため記載を省略することができます。

○○○○年○月○日  
意匠電機株式会社 代表取締役社長 意匠 三郎

※証明書の押印又は署名（サイン）は不要です。

意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

1. 公開の事実

- ①発行日 ○○○○年○月○日  
②刊行物 意匠電機株式会社  
○○○○年○月新製品カタログ、第○頁  
③公開者 意匠電機セールス株式会社  
④公開された意匠の内容 意匠電機セールス株式会社が、上記カタログに、秘密三郎が創作した扇風機の意匠を掲載した。

（意匠の掲載頁や奥付等の原本又は写しを添付する）

2. 意匠登録を受ける権利の承継等の事実

- ①公開意匠の創作者 秘密 三郎（埼玉県○○市・・・）  
②意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者（行為時の権利者）  
意匠電機株式会社（東京都○○市・・・）  
③意匠登録出願人（願書に記載された者）  
意匠電機株式会社  
④公開者  
意匠電機セールス株式会社（埼玉県○○市・・・）

カタログの公開を出願人  
以外の者が行った場合

⑤意匠登録を受ける権利の承継について

公開の事実に記載の公開行為により公開された意匠は、秘密三郎によって創作されたものであり、創作の直後（○○○○年○月○日）にその意匠の意匠登録を受ける権利が意匠電機株式会社に譲渡され、その後、○○○○年○月○日に意匠電機株式会社が意匠登録出願を行った。

⑥行為時の権利者と公開者との関係等について（行為時の権利者の行為に起因して、公開者が公開したこと等を記載）

意匠電機株式会社は、秘密三郎が創作しその後秘密三郎から意匠登録を受ける権利を譲り受けた扇風機について、意匠電機セールス株式会社に対して販売及びカタログ制作・配布を依頼し、意匠電機セールス株式会社が、公開の事実に記載のとおり公開を行った。

② ≠ ④ のケース  
（⑥の記載の省略は不可）

上記記載事項が事実と相違ないことを証明します。

○○○○年○月○日  
意匠電機株式会社 代表取締役社長 意匠 三郎

※証明書の押印又は署名（サイン）は不要です。

意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

1. 公開の事実

- ①ウェブサイトの掲載日 ○○○○年○月○日
- ②ウェブサイトのアドレス <http://www.ishou-design.co.jp>  
<http://www.ishou-design.co.jp/news/index.html>  
<http://www.ishou-design.co.jp/products/chair/index.html>
- ③公開者 意匠家具株式会社
- ④公開された意匠の内容 意匠家具株式会社が、上記アドレスのウェブサイトに、形状一郎が創作した椅子の意匠を掲載した。

ウェブサイトのトップページ及び意匠の掲載箇所が分かるようにアドレスを記載する

(ウェブサイトのトップページ及び意匠が掲載されているページ等を印刷して添付する) ※記載方法の詳細は[Q2-g(4)]参照

2. 意匠登録を受ける権利の承継等の事実

- ①公開意匠の創作者 形状 一郎 (神奈川県○○市・・・)
- ②意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者 (行為時の権利者) 意匠家具株式会社 (東京都○○区・・・)
- ③意匠登録出願人 (願書に記載された者) 意匠家具株式会社
- ④公開者 意匠家具株式会社

ウェブサイトでの公開を出願人本人が行った場合

⑤意匠登録を受ける権利の承継について

公開の事実に記載の公開行為により公開された意匠は、形状一郎によって創作されたものであり、意匠家具株式会社との間にかわした予約承継の契約に基づいて、創作の直後(○○○○年○月○日)にその意匠に係る意匠登録を受ける権利は形状一郎から意匠家具株式会社に譲渡された。公開時の○○○○年○月○日において、意匠家具株式会社はその意匠について意匠登録を受ける権利を保有していた。

その後○○○○年○月○日に意匠家具株式会社が意匠登録出願を行った。

予約承継の記載例

⑥行為時の権利者と公開者との関係等について (行為時の権利者の行為に起因して、公開者が公開したこと等を記載)

行為時の権利者である意匠家具株式会社自ら、椅子の意匠について、公開の事実に記載のとおり公開を行った。

② = ④ のケース

⑥については、②と④が完全に一致しているので記載を省略することができます。

上記記載事項が事実と相違ないことを証明します。

○○○○年○月○日

意匠家具株式会社 代表取締役社長 意匠 次郎

※証明書の押印又は署名(サイン)は不要です。

証明する書面の記載例 4-2

(展示会主催者が作成したウェブサイト上で意匠を掲載し、主催者を公開者とした場合)

意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

1. 公開の事実

- ①ウェブサイトの掲載日 ○○○○年○月○日
- ②ウェブサイトのアドレス <http://www.design-event.com>  
<http://www.design-event.com/2017tokyo/index.html>  
<http://www.design-event.com/2017tokyo/d-kagu/index.html>
- ③公開者 株式会社デザインイベント
- ④公開された意匠の内容 株式会社デザインイベントが、上記アドレスのウェブサイト  
に、形状一郎が創作した椅子の意匠を掲載した。

ウェブサイトのトップページ  
及び意匠の掲載箇所が分かる  
ようにアドレスを記載する

(ウェブサイトのトップページ及び意匠が掲載されているページ  
等を印刷して添付する) ※記載方法の詳細は[Q2-g (4)] 参照

2. 意匠登録を受ける権利の承継等の事実

- ①公開意匠の創作者 形状 一郎 (神奈川県○○市・・・)
- ②意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者 (行為時の権利者)  
意匠家具株式会社 (東京都○○区・・・)
- ③意匠登録出願人 (願書に記載された者)  
意匠家具株式会社
- ④公開者 株式会社デザインイベント (東京都○○区・・・)

ウェブサイトでの公開を出  
願人以外の者が行った場合

⑤意匠登録を受ける権利の承継について

公開の事実に記載の公開行為により公開された意匠は、形状一郎によって創作されたものであり、○○○○年○月○日にその意匠に係る意匠登録を受ける権利は形状一郎から意匠家具株式会社に譲渡された。公開時の○○○○年○月○日において、意匠家具株式会社はその意匠について意匠登録を受ける権利を保有していた。

その後○○○○年○月○日に意匠家具株式会社が意匠登録出願を行った。

⑥行為時の権利者と公開者との関係等について (行為時の権利者の行為に起因して、公開者が公開したこと等を記載)

○○○○年○月○日当時、意匠登録を受ける権利を有する者であった意匠家具株式会社が、本願意匠について株式会社デザインイベントに資料提供を行い、株式会社デザインイベントは提供された資料に基づき、公開の事実に記載のとおり公開を行った。

② ≠ ④ のケース  
(⑥の記載の省略は不可)

上記記載事項が事実と相違ないことを証明します。

○○○○年○月○日

意匠家具株式会社 代表取締役社長 意匠 次郎

※証明書の押印又は署名 (サイン) は不要です。

意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

1. 公開の事実

- ①放送日 ○○○○年○月○日  
②番組名又は広告名 日本意匠放送 日本のものづくり  
③公開者(放送局) 日本意匠放送  
④公開された意匠の内容 日本意匠放送が、○○○○年○月○日○時から放送した日本のものづくりという番組にて、模様次郎が創作したつめ切りの意匠を公開した。

(意匠が紹介されている画面キャプチャを印刷して添付する)

2. 意匠登録を受ける権利の承継等の事実

- ①公開意匠の創作者 模様 次郎(神奈川県○○市・・・)  
②意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者(行為時の権利者)  
意匠工業株式会社(東京都○○区・・・)  
③意匠登録出願人(願書に記載された者)  
意匠工業株式会社  
④公開者  
日本意匠放送(東京都○○区・・・)

⑤意匠登録を受ける権利の承継について

公開の事実に記載の公開行為により公開された意匠は、模様次郎によって創作されたものであり、創作の直後(○○○○年○月○日)にその意匠の意匠登録を受ける権利が意匠工業株式会社に譲渡され、その後、○○○○年○月○日に意匠工業株式会社が意匠登録出願を行った。

⑥行為時の権利者と公開者との関係等について(行為時の権利者の行為に起因して、公開者が公開したこと等を記載)

行為時の権利者である意匠工業株式会社は、つめ切りについて、日本意匠放送から非公開で取材を受け、その後、日本意匠放送がその取材内容について公開の事実に記載のとおり公開を行った。

上記記載事項が事実と相違ないことを証明します。

○○○○年○月○日

意匠工業株式会社 代表取締役社長 意匠 四郎

※証明書の押印又は署名(サイン)は不要です。

意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

1. 公開の事実

- |             |  |
|-------------|--|
| ①メールの送信日    | 〇〇〇〇年〇月〇日  |
| ②メールの送信相手先  | 日本家具販売株式会社   |
| ③公開者        | 意匠家具株式会社   |
| ④公開された意匠の内容 | 意匠家具株式会社が、日本家具販売株式会社へのメール送信にて、色彩三郎が創作した椅子の意匠を公開した。 |

多数の者に送信した場合の記載方法は、[Q2-g] (6) 及び [Q4-h] 参照

(送信したメールで公開した意匠の写真や電子カタログの画像当該頁の画像等を添付する)

2. 意匠登録を受ける権利の承継等の事実

- ①公開意匠の創作者  
色彩 三郎 (神奈川県〇〇市・・・)
- ②意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者 (行為時の権利者)  
意匠家具株式会社 (東京都〇〇区・・・)
- ③意匠登録出願人 (願書に記載された者)  
意匠家具株式会社
- ④公開者  
意匠家具株式会社
- ⑤意匠登録を受ける権利の承継について  
公開の事実に記載の公開行為により公開された意匠は、色彩三郎によって創作されたものであり、創作の直後 (〇〇〇〇年〇月〇日) にその意匠の意匠登録を受ける権利が意匠家具株式会社に譲渡され、その後、〇〇〇〇年〇月〇日に意匠家具株式会社が意匠登録出願を行った。
- ⑥行為時の権利者と公開者との関係等について (行為時の権利者の行為に起因して、公開者が公開したこと等を記載)  
行為時の権利者である意匠家具株式会社自ら、椅子の意匠について、公開の事実に記載のとおり公開を行った。

⑥については、②と④が完全に一致しているので記載を省略することができます。

上記記載事項が事実と相違ないことを証明します。

〇〇〇〇年〇月〇日  
意匠家具株式会社 代表取締役社長 意匠 次郎

※証明書の押印又は署名 (サイン) は不要です。

証明する書面の記載例 7-1  
(竣工によって意匠が公開された場合)

意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

1. 公開の事実

- ①公開日 ○○○○年○月○日
- ②施工場所 ○○県○○市○○ ××—××
- ③公開者 意匠建設株式会社
- ④公開された意匠の内容 意匠建設株式会社が、上記住所において、構成四郎が創作した建築物の意匠を竣工後に公開した。

着工後、竣工によって意匠が公開された場合の例

(竣工後の意匠の写真等を添付する)

2. 意匠登録を受ける権利の承継等の事実

- ①公開意匠の創作者  
構成 四郎 (埼玉県○○市・・・)
- ②意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者 (行為時の権利者)  
株式会社意匠設計デザイン事務所
- ③意匠登録出願人 (願書に記載された者)  
株式会社意匠設計デザイン事務所
- ④公開者  
意匠建設株式会社

⑤意匠登録を受ける権利の承継について

公開の事実に記載の公開行為により公開された意匠は、構成四郎によって創作されたものであり、○○○○年○月○日にその意匠に係る意匠登録を受ける権利は構成四郎から株式会社意匠設計デザイン事務所に譲渡された。公開時の○○○○年○月○日において、株式会社意匠設計デザイン事務所はその意匠について意匠登録を受ける権利を保有していた。その後○○○○年○月○日に株式会社意匠設計デザイン事務所が意匠登録出願を行った。

⑥行為時の権利者と公開者との関係等について (行為時の権利者の行為に起因して、公開者が公開したこと等を記載)

○○○○年○月○日当時、意匠登録を受ける権利を有する者であった株式会社意匠設計デザイン事務所が、意匠建設株式会社に本願意匠の実施物である建築物の施工を依頼し、意匠建設株式会社は提供された設計図面に基づき、公開の事実に記載のとおり公開を行った。

上記記載事項が事実と相違ないことを証明します。

〇〇〇〇年〇月〇日

意匠設計デザイン事務所 代表取締役社長 意匠 花美

※証明書の押印又は署名（サイン）は不要です。

証明する書面の記載例 7-2  
(施工途中で意匠が公開された場合)

意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

1. 公開の事実

- ①着工日 ○○○○年○月○日
- ②施工場所 ○○県○○市○○ ××—××
- ③公開者 意匠建設株式会社
- ④公開された意匠の内容 意匠建設株式会社が、上記住所において、構成四郎が創作した建築物の意匠を施工中に公開した。

着工後、施工途中で意匠が公開された  
場合の例

(公開時点での写真等を添付する)

2. 意匠登録を受ける権利の承継等の事実

- ①公開意匠の創作者  
構成 四郎 (埼玉県○○市・・・)
- ②意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者 (行為時の権利者)  
株式会社意匠設計デザイン事務所
- ③意匠登録出願人 (願書に記載された者)  
株式会社意匠設計デザイン事務所
- ④公開者  
意匠建設株式会社

⑤意匠登録を受ける権利の承継について

公開の事実に記載の公開行為により公開された意匠は、構成四郎によって創作されたものであり、○○○○年○月○日にその意匠に係る意匠登録を受ける権利は構成四郎から株式会社意匠設計デザイン事務所に譲渡された。公開時の○○○○年○月○日において、株式会社意匠設計デザイン事務所はその意匠について意匠登録を受ける権利を保有していた。その後○○○○年○月○日に株式会社意匠設計デザイン事務所が意匠登録出願を行った。

⑥行為時の権利者と公開者との関係等について (行為時の権利者の行為に起因して、公開者が公開したこと等を記載)

○○○○年○月○日当時、意匠登録を受ける権利を有する者であった株式会社意匠設計デザイン事務所が、意匠建設株式会社に本願意匠の実施物である建築物の施工を依頼し、意匠建設株式会社は提供された設計図面にに基づき、公開の事実に記載のとおり公開を行った。

上記記載事項が事実と相違ないことを証明します。

〇〇〇〇年〇月〇日

意匠設計デザイン事務所 代表取締役社長 意匠 花美

※証明書の押印又は署名（サイン）は不要です。

意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

1. 公開の事実

- ①公開日 ○○○○年○月○日  
②公開場所 ○○市民センター（○○県○○市○○ ××—××）  
③公開者 ○○市  
④公開された意匠の内容 ○○市が、○○市民センターで行われた第1回 ○○市建築環境デザインコンペティションの授賞式において、構成五郎が創作した建築物の意匠の図面及び模型を公開した。

(公開された図面及び模型の写真等を添付する。)

2. 意匠登録を受ける権利の承継等の事実

- ①公開意匠の創作者  
構成 五郎（東京都○○市・・・）  
②意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者（行為時の権利者）  
構成 五郎（東京都○○市・・・）  
③意匠登録出願人（願書に記載された者）  
構成 五郎（東京都○○市・・・）  
④公開者  
○○市

⑤意匠登録を受ける権利の承継について

公開の事実に記載の公開行為により公開された意匠は、構成五郎によって創作されたものであり、その後公開時の○○○○年○月○日を経て、意匠登録出願時の○○○○年○月○日に至るまで、意匠登録を受ける権利は構成五郎が保有していた。

⑥行為時の権利者と公開者との関係等について（行為時の権利者の行為に起因して、公開者が公開したこと等を記載）

○○○○年○月○日、意匠登録を受ける権利を有する者であった構成五郎が、本願意匠の内容について○○市主催の第1回 ○○市建築環境デザインコンペティションに応募し、その後、○○○○年○月○日の授賞式において、○○市が本願意匠の図面及び模型について、公開の事実に記載のとおり公開を行った。なお、当該コンペは非公開審査であり、開催要綱において、主催者、審査委員及び審査会等業務の関係者には、応募対象についての非公開情報や審査等を通じて得られた秘密情報について守秘義務が課せられていた。

上記記載事項が事実と相違ないことを証明します。

〇〇〇〇年〇月〇日

構成 五郎

※証明書の押印又は署名（サイン）は不要です。